

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 目 次

重点事項		頁
1	福祉・介護人材の確保対策等について	1
2	地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について	1
3	第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について	2
4	社会福祉士養成課程における新カリキュラムについて	2
5	外国人介護人材の受入環境整備の推進について	3

連絡事項		頁
第1 福祉・介護人材確保対策等について		
1	福祉・介護人材確保対策の推進	4
2	離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について	12
3	被災地における福祉・介護人材の確保	13
4	社会福祉士・介護福祉士資格について	14
5	その他の福祉・介護人材確保の推進	15
第2 外国人介護人材の受入れについて		
1	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	18
2	在留資格「介護」による受入れについて	19
3	技能実習制度(介護職種)による受入れについて	20
4	特定技能による受入れについて	20
5	「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について	22
6	地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について	23
7	各種補助事業の成果物の活用について	24

参考資料		頁
1	福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	25
2	介護福祉士修学資金等貸付制度に係る関係資料	28
3	地域医療介護総合確保基金に係る関係資料	29
4	介護職チームケア実践力向上推進事業等の各事業について	31
5	介護の魅力PR隊(埼玉県取組例)	33
6	介護施設における高齢者の「ちょこっと就労」促進事業(福井県取組例)	36
7	学生等若者を福祉に呼び込むための取組(京都府取組例)	39
8	離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について(石川県取組例)	45
9	被災地の介護人材確保について(チラシ)	46
10	社会福祉士養成における新カリキュラムに係る関係資料	47

11	都道府県福祉人材センター事業実施状況	49
12	福利厚生センター事業実施状況	65
13	日本社会事業大学専門職大学院の取組	69
14	中央福祉学院において実施する研修(令和2年度)	71
15	国立保健医療科学院において実施する研修(令和2年度)	73
16	外国人介護人材受入れの仕組み	74
17	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者関係資料	74
18	在留資格「介護」関係資料	75
19	技能実習制度(介護職種)関係資料	76
20	特定技能(介護分野)関係資料	78
21	外国人介護人材受入環境整備事業について	79
22	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業について	82
23	国において作成した各種支援ツール	87

# 重 点 事 项

# 1. 福祉・介護人材の確保対策等について

## (1) 現状・課題

- 介護人材の確保育成は喫緊の課題。2018(平成30)年に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016(平成28)年度の介護職員数約190万人に加えて、2020(令和2)年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025(令和7)年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

## (2) 令和2年度の取組

- 介護人材確保対策については、2019(令和元)年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、
  - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
  - ・ 介護ロボット・ICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
  - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発
  - ・ いわゆる潜在介護福祉士等の復職支援等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 2020(令和2)年度予算(案)においては、
  - ・ 若者層・アクティブシニア層などに向けた介護のしごと魅力発信等事業の実施などによる、多様な人材の参入促進、
  - ・ 介護職チームケア実践力向上推進事業の実施などによる、働きやすい環境の確保、
  - ・ 新たな在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施などによる、外国人材の活用促進に取り組む。

## (3) 依頼事項

- 2020(令和2)年度予算(案)に掲げる取組、**特に、新規に実施する介護職チームケア実践力向上推進事業について、各都道府県等における積極的な取組をお願いしたい。**
- 2017(平成29)年度から介護福祉士等の福祉人材センターへの届出が始まっているが、**都道府県間で取組に大きなばらつきがあるため、改めて当該届出の周知徹底をお願いしたい。**その際、石川県の取組(参考資料8)を参考とされたい。

# 2. 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

## (1) 現状・課題

- 2015(平成27)年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、2020(令和2)年度予算(案)においても、82億円(国費)を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

## (2) 令和2年度の取組

- 2020(令和2)年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。
  - ・ **介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業**  
元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまでを一体的に実施。
  - ・ **介護職員に対する悩み相談窓口設置事業**  
介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言等を実施。
  - ・ **若手介護職員交流推進事業**  
若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認する等の取組を推進。

## (3) 依頼事項

- 2020(令和2)年度予算(案)に掲げる**新規メニューの積極的な活用をお願いしたい。**
- また、地域医療介護総合確保基金を活用した取組として、**埼玉県、福井県、京都府の取組(参考資料5~7)を掲載している**ので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。

### 3. 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について

#### (1) 現状・課題

- 介護人材の推計については、国の介護保険事業(支援)基本指針(※)において、都道府県が作成する介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項に位置付けられており、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、各都道府県にご協力いただき、2018(平成30)年5月に公表したところである。

※ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成30年告示第57号)(抄)

第三・一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

(略)二千二十五年(平成三十七年度)に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、(中略)中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

- 今後、市区町村が作成することとしている第8期介護保険事業計画に基づくサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において介護人材の推計を改めて行う必要があることから、来年度、人材推計に必要なワークシートを提供するとともに、推計結果を提出していただくようお願いする予定である。

#### (2) 依頼事項

- 詳細については今後お示しするが、各都道府県におかれては、介護保険事業(支援)計画の担当者と十分連携しつつ、推計方法等について確認するとともに、推計結果が妥当かどうかの確認・分析を行った上で、提出いただくようお願いする。
- 各都道府県におかれては、当該推計結果とともに、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保策について、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を介護保険事業支援計画に記載した上で、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

### 4. 社会福祉士養成課程における新カリキュラムについて

#### (1) 現状・課題

- 2018(平成30)年3月に、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について(以下「報告書」という。)」がとりまとめられたことを踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応すべく、社会福祉士養成課程の教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。
- 当該「作業チーム」は、昨年6月28日に社会福祉士養成課程の新カリキュラム案を提示。
- 昨年末から本年1月中旬までパブリックコメントを実施、現在、年度内の関連法令の公布、通知等の発出に向けて準備を行っているところ。

#### (2) 依頼事項

- 社会福祉士養成課程における新カリキュラムは、養成施設の修業年限に応じて順次施行(4年制学校であれば2021(令和3)年施行)することを予定しており、2024(令和6)年度の第37回社会福祉士国家試験(2025(令和7)年2月実施予定)から新カリキュラムの内容を適用することとしている。
- 養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に見直し後の新カリキュラムが反映されるよう、管内社会福祉士養成施設へ周知等に努めていただくようお願いする。

## 5. 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

### (1) 現状・課題

- 外国人介護人材の受入れについては、①EPA(経済連携協定)、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、受入環境の整備を推進する必要がある。

### (2) 令和2年度の取組

- 外国人介護人材の受入環境整備については、外国人介護人材を対象にした日本語学習支援や相談支援など、これまでも様々な支援を実施しており、2019(平成31)年度には新たに、
  - ①特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、
  - ②技能実習生や特定技能外国人を対象にした研修にかかる経費について都道府県等に補助する事業を実施している。
- 2020(令和2)年度予算案においては、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、
  - ③外国人介護人材の受入れ施設や留学生が在籍する介護福祉士養成施設を対象にした補助事業(外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業)、
  - ④介護施設等の事業者が外国人を含む介護職員用の宿舎を整備する費用を補助する事業(介護職員の宿舎施設整備事業)を新たに創設し、さらなる外国人材の受入環境整備に取り組む。

### (3) 依頼事項

- 特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、2020(令和2)年度予算案に掲げる取組など、地域医療介護総合確保基金の各メニューに基づく取組や、技能実習生・特定技能外国人を対象にした研修(外国人介護人材受入支援事業)の実施について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。参考資料22は、地域医療介護総合確保基金を活用した取組を紹介しており、マッチング支援の取組として、千葉県、神奈川県、滋賀県、大分県、長崎県、熊本県の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。
- また、参考資料19は、介護職種の技能実習に関する情報を紹介しており、技能実習生の円滑な受入れ等を目的とした介護関係団体や監理団体等との連携事例として、群馬県、愛媛県の取組を掲載しているので、参考としていただきたい。
- 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキストなど各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。

# 連 絡 事 項

# 第 1 福祉・介護人材確保対策等について

## 1 福祉・介護人材確保対策の推進

### (1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1 参照）

2025 年（平成 37 年）には、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

平成 30 年 5 月にとりまとめた「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2020 年度末には約 216 万人、2025 年度末には約 245 万人が必要と見込んでいる。すなわち、2016 年度（平成 28 年度）の介護人材数 190 万人に加えて、2020 年度末までに約 26 万人、2025 年度末までに約 55 万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、今後、年間約 6 万人の介護人材を確保することが必要となるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、足下（令和元年 12 月時点）の介護関係職種の有効求人倍率が 4.73 倍となっている。介護人材は、深刻な人材不足の状況にあり、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、平成 27 年 2 月の福祉人材確保専門委員会報告

書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和元年度補正予算や令和2年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

## （２）都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視 - 高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として - 結果に基づく勧告」（平成30年6月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示され

ており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

### (3) 介護福祉士修学資金等貸付制度について(参考資料2参照)

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

今般、少子高齢化の進展に伴い、介護人材の不足が指摘される中(2025年までに約55万人を確保)、外国人介護人材の受入のため、平成29年9月から在留資格「介護」等が開始されたことに伴い、主に外国人留学生の増加による介護福祉士修学資金等貸付金のニーズがより高まることで、貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和元年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保(5.2億円)を図る内容を盛り込み、本事業が今後とも安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に努めると共に、引き続き、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

### (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進(参考資料3-1参照)

平成27年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和2年度予算(案)においても、82億円(国費)を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。都

道府県の取組例として、参考資料 5 から 7 までに、埼玉県、福井県、京都府の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。

地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

令和 2 年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

ア 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業(参考資料 3 - 2 参照)

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施。

イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(参考資料 3 - 3 参照)

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言等を実施。

ウ 若手介護職員交流推進事業(参考資料 3 - 4 参照)

若手介護職員(経験年数概ね 3 年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進。

地域の関係主体の協議の場(プラットフォーム)の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、P D C A サイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に

設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、令和元年度の目標の達成状況及び令和2年度の目標設定について報告をお願いする予定であるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、平成30年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」(平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まる新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、都道府県におかれても、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成 30 年 8 月 29 日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行ったところである。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

#### 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成 31 年 4 月 1 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知していただきたい。

#### 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

平成 29 年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福

社士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめたところである。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

#### (5) 介護職チームケア実践力向上推進事業の活用について(参考資料4-1参照)

生産年齢人口の減少が本格化していく中、認知症の症状や終末期の看取りへの対応等、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応するためには、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていく必要があり、令和2年度予算(案)においては、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタント等を活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進する「介護職チームケア実践力向上推進事業」を新設している。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、都道府県が認めた団体(以下、本項において「都道府県等」という。)であり、

- ・ 地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組
- ・ リーダー的介護職員の人材育成(マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等)、キャリアパスの明確化(介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等)
- ・ 利用者の重度化予防、自立支援(状態変化への気づき、コミュニケーション等)
- ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材

によるチームケアの実践

- ・ 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

を行い、都道府県等において分析を行い国へ報告していただくものである。国においては、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知を図ることとしている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、本事業の積極的な活用を検討されたい。

#### (6) 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組(参考資料4-2参照)

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和2年度予算(案)においても、引き続き、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの運営等、若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護事業所の事業主に対しても、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護業界の意識改革を図ることとしている。

#### (7) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用いただきたい。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努めていただきたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先を受講者自らが確保しな

なければならない、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認いただき、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続き御尽力願いたい。

#### 指定都市等への情報提供について

指定都市等が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

## **2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について**

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成 29 年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する

仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、介護福祉士養成施設や介護職員初任者研修等の研修事業者等と連携して、介護福祉士資格保有者等へ届出を促すとともに、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。その際、当該届出における石川県の取組を参考資料 8 に掲載しているので、参考にされたい。

### 3 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料 4 - 3 及び 9 参照）

福島県相双地域等（ ）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、避難指示解除準備区域等の解除が順次行われてきたところであり、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、令和 2 年度予算（案）においては、平成 30 年度予算において拡充を図った相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30 万円 50 万円）や、全国の介護施設等からの応援職員に対する支援などについて、引き続き実施できるよう東日本大震災復興特別会計に 1.8 億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方には本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

## 4 社会福祉士・介護福祉士資格について

### (1) 介護福祉士養成課程における新カリキュラムについて

介護福祉士養成課程における教育内容等（カリキュラム）については、平成 29 年度に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において介護福祉士に求められる役割など介護人材が担う機能やキャリアパスのあり方について議論が行われ、平成 29 年 10 月に報告書がとりまとめられた。その後、これを踏まえた具体的なカリキュラム見直しの検討を行い、平成 30 年 8 月に関係法令及び関係通知を改正し、修業年限に応じて今年度より順次施行（4 年制大学であれば平成 31 年度施行）、介護福祉士国家試験では令和 4 年度試験から見直し後の新カリキュラムの内容を適用することとしている。

養成施設等の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切に見直し後のカリキュラムが反映されるよう、管内の介護福祉士養成施設等への周知等保に努めていただくようお願いする。

### (2) 社会福祉士養成における新カリキュラムについて（参考資料 10 参照）

平成 30 年 3 月に、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」がとりまとめられたことを踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応すべく、社会福祉士養成課程の教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

当該「作業チーム」は、昨年 6 月 28 日に社会福祉士養成課程の新カリキュラム案を提示し、昨年末から本年 1 月中旬までパブリックコメントを実施、現在、年度内の関連法令の公布、通知等の発出に向けて準備を行っているところ。社会福祉士養成課程における新カリキュラムは、養成施設の修業年限に応じて順次施行（4 年制学校であれば令和 3 年施行）することを予定しており、令和 6 年度の第 37 回社会福祉士国家試験（令和 7 年 2 月実施予定）から新カリキュラムの内容を適用することとしている。

養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑

に見直し後の新カリキュラムが反映されるよう、管内社会福祉士養成施設への周知等に努めていただくようお願いする。

## 5 その他の福祉・介護人材確保の推進

### (1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくようご協力願いたい。

### (2) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

#### 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

## 専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和2年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。( 042-496-3000 )

### (1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和2年3月7日(土)	令和2年1月14日(火)~2月12日(水)
令和2年3月15日(日)	令和2年2月25日(火)~3月6日(金)

### (2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和2年3月7日(土)	令和2年1月14日(火)~2月12日(水)

## 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス(東京都清瀬市)及び文京キャンパス(東京都文京区)において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方について願いますとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。(令和元年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。)

URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

## 地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

令和2年度予算(案)においては、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、引きこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施する経費を新たに計上している。

具体的には、地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行うこととしている。

詳細は、おって日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であり、各都道府県等におかれては、職員の派遣と管内市町村への積極的な周知にご協力お願いしたい。

### (3) 行政手続コストの削減について

行政手続コストの削減については、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)及び「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方として、行政手続簡素化の3原則(行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則、書式・様式の統一))が示され、各省庁は基本計画を策定し、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされた。基本計画では、行政手続のうち件数の多い主なものについて当該行政手続コストにかかる削減方策等が定められ、その中で登録喀痰吸引等事業者の登録申請等に係る手続についてもコスト削減に向けた取組が求められているところである。

また、同行政手続部会決定では行政手続コストの計測も行うこととされており、昨年度と同様に、今年度も行政手続コストに関する調査を現在実施しているため、引き続き、調査にご協力いただきたい。

各都道府県におかれては、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録申請、名称等の変更の届出、喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出といった行政手続に関して、可能な限り郵送や電子申請での提出を進めていただく等、引き続き、事業者負担の軽減に資する行政手続コスト削減の推進を図られたい。

## 第2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。

（参考資料第16参照）

### 1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

（参考資料第17参照）

#### ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、これまで5,063名の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、985名が資格を取得している。（令和元年10月1日現在）

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

#### （ ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

#### （ ）外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・

技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

## イ 令和2年度の受入れスケジュール

令和2年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠( )となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

今後、EPA介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和2年6月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

## 2 在留資格「介護」による受入れについて(参考資料第18参照)

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布され、平成29年9月1日から施行された。

これに伴い、外国人留学生の増加による介護福祉士修学資金等貸付金のニーズがより高まることで、貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和元年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保(5.2億円)を図る内容を盛り込み、本事業が今後とも安定的に継続できるよう対応を行った。

なお、出入国在留管理庁では、「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、介護分野における技能実習等による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認

めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正することとしている。本件に関する法務省令案は、令和2年4月頃施行（予定）として、現在、出入国在留管理庁において、手続きが進められているところであり、本法務省令の改正内容については追って周知する。

### **3 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（参考資料第19参照）**

平成29年11月1日に技能実習制度に介護職種が追加された。、令和元年12月末日現在、介護職種における技能実習計画の申請件数は9,307件、認定件数は7,695件となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み・・・について検討する」とされたところであり、同方針に基づきパブリック・コメント等の手続きを経て、平成31年3月29日に告示を改正した。改正告示では、EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、「介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること」及び「技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと」の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4程度であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能としたところである。

また、介護関係団体や監理団体等を構成員とした協議の場を設置する取組が一部の自治体において見られるが、このように監理団体と介護関係団体が様々な情報を共有する機会を設けることは技能実習生に対するよりよい支援につながるものと考えられる。こうした例を参考に、各都道府県等におかれては技能実習生の円滑な受入れに資する取組を進めていただきたい。

### **4 特定技能による受入れについて（参考資料第20参照）**

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上

や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくため、新たな在留資格「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成30年12月に成立・公布され、平成31年4月1日から施行された。介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人人材の受入れを進めていくこととしている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を修了した者については、特定技能1号への移行に当たり試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びEPA介護福祉士候補者としての在留期間を満了(4年間)した者についても、特定技能1号への移行に当たり試験を免除される。

平成31年4月から海外・国内において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、令和2年2月までに、フィリピン(マニラ、セブ、ダバオ)、インドネシア(ジャカルタ)、モンゴル(ウランバートル)、ネパール(カトマンズ)、カンボジア(プノンペン)、ミャンマー(ヤンゴン)、国内(東京、大阪)で試験を実施した。また、令和2年3月2日から、国内では全国各地で試験を実施している。今後、海外では上記の国に加え、ベトナム、中国、タイのうち独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

また、令和元年12月末現在、介護技能評価試験の受験者数は3,437名(うち合格者数は1,685名)、介護日本語評価試験の受験者数は3,371名(うち合格者数は1,743名)となっている。

なお、令和2年度予算案では、新規事業として「外国人介護人材受入促進事業」を実施する予定であり、本事業において、海外において日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保してい

くこととする。海外・国内での試験実施や海外に向けた日本の介護のPRをはじめ、特定技能外国人の受入れが円滑に進むよう、引き続き、必要な取組を推進していくこととしている。

## 5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について（参考資料第21参照）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

### ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

### イ 外国人介護人材受入促進事業

海外から外国人介護人材の受入れ促進を目的としたPRの取組を実施するもの

### ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

### エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

### オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、全国各地での相談・交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

上記ウ（外国人介護人材受入支援事業）は、都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。令和2年度予算案では、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、技能実習生や1号特定技能外国人を雇用（予定を含む）する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施

するために必要な経費についても補助対象にする予定であり、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。なお、上記エ（介護の日本語学習支援等事業）においては、これまで介護の日本語テキストの作成、自己学習のためのWEBコンテンツの開発等を行い、令和元年度においては、これらの取組に加えて特定技能評価試験のための学習テキストを作成・公表を行ったところ（日本語版は令和元年10月に公表、英語等9言語の翻訳版は令和2年3月末に公表予定）である。上記オ（外国人介護人材相談支援事業）においては、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、助言及び情報提供等ができる体制を整備するとともに、全国7か所において外国人介護人材のための相談・交流会を開催しているところである。令和2年度予算案においても、引き続き、外国人介護人材の介護の日本語学習環境及び相談体制を推進する。

## **6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について**

（参考資料第22参照）

平成30年度に地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する事業を創設したところである。また、同年度、留学生の受入れを円滑に進めるため介護福祉士養成施設への留学を希望する者と介護施設等とのマッチング支援を行う事業を創設したところであるが、平成31年度からマッチング支援の対象を特定技能にも広げたところである。各都道府県におかれては、基金を活用した特定技能外国人等のマッチング支援の積極的な実施をお願いしたい。

また、令和2年度予算案では、同基金において新たに「介護職員の宿舎施設整備」（介護施設等の整備分）及び「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（介護従事者の確保分）を創設する予定である。「介護職員の宿舎施設整備」においては、外国人を含む介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部（1宿舎あたり1/3）を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備するものである。「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」は、外国人介護人材が

介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成するものである。具体的には、外国人介護人材を雇用する（予定を含む）介護施設等を対象に、コミュニケーション支援（日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組）、資格取得支援・生活支援（外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組）にかかる費用、介護福祉士養成施設等を対象に、教員の質の向上支援（介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組）にかかる費用を助成するものである。及び の取組にかかる介護施設等への助成は、1施設等あたり補助上限額は30万円、補助率は2/3とする予定である。事業の詳細は別途通知でお示しする予定である。

上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

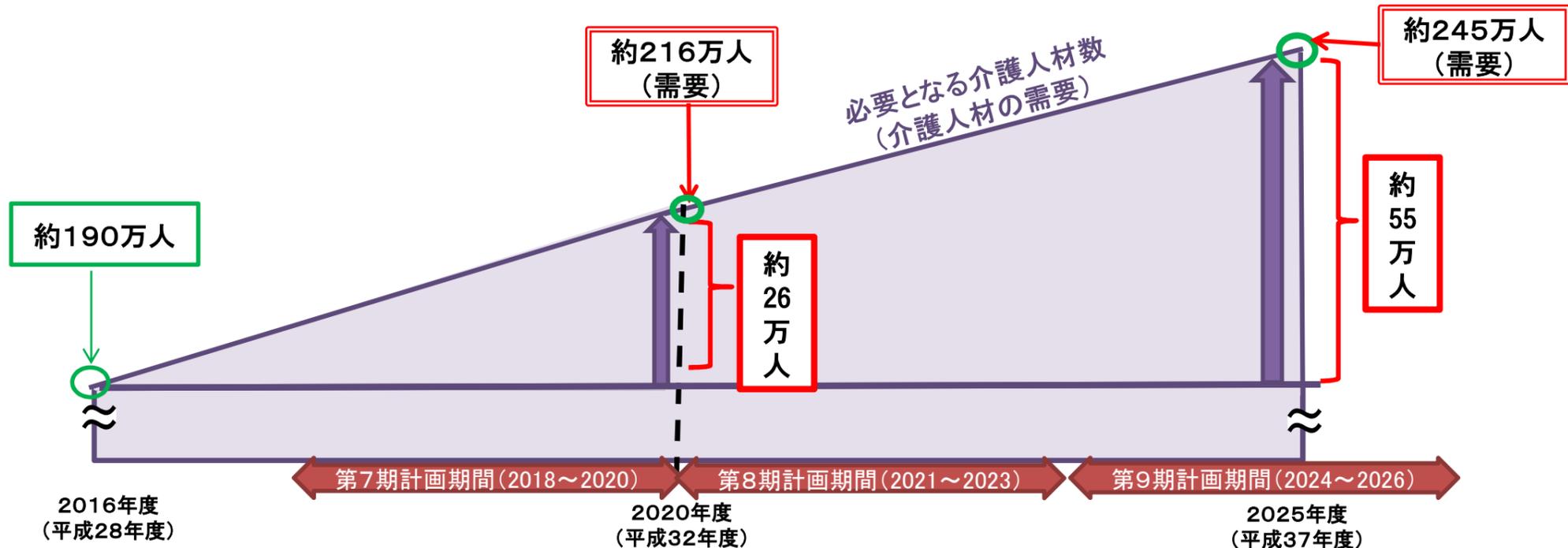
## **7 各種補助事業の成果物の活用について（参考資料第23参照）**

外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国の補助事業を活用して各種支援ツールを作成しているため、各都道府県におかれては、必要と考えられるツールについて積極的にご活用いただきたい。

# 参 考 资 料

## 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。  
 注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

## 総合的な介護人材確保対策(主な取組)

### これまでの主な対策

### さらに講じる主な対策

#### 介護職員の処遇改善

(実績)月額平均5.7万円の改善

- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

- ◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

#### 多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援

- ◎ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナーの実施
- ◎ ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進

#### 離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- ◎ リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上
- ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 生産性向上ガイドラインの普及
- ◎ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進

#### 介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- ◎ 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信

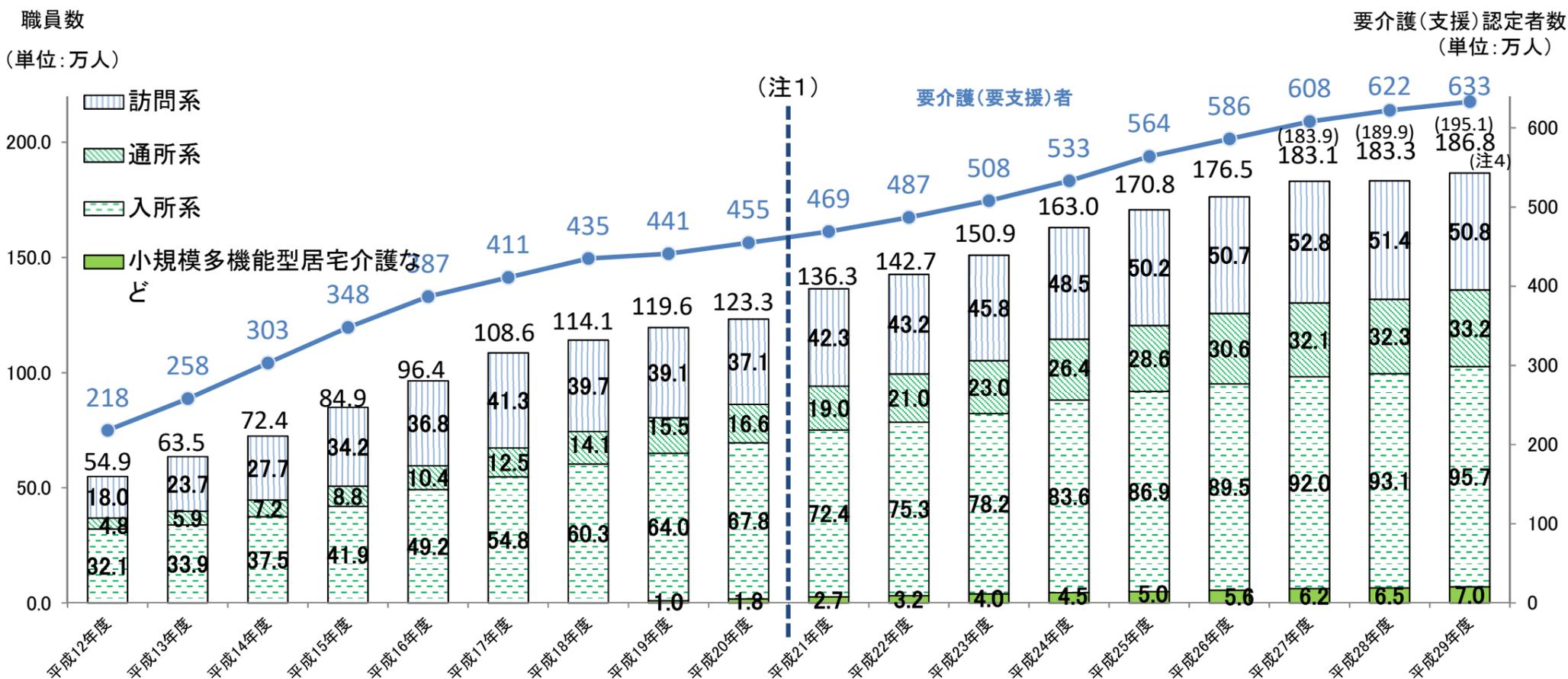
#### 外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

- ◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)

# 介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

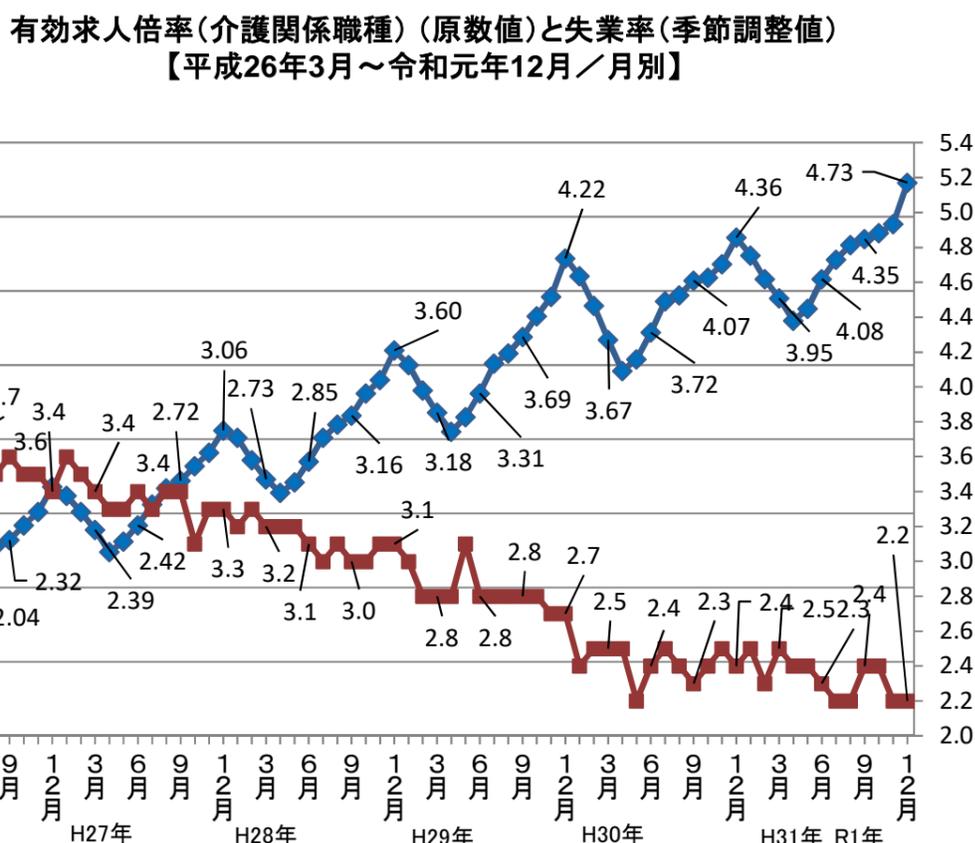
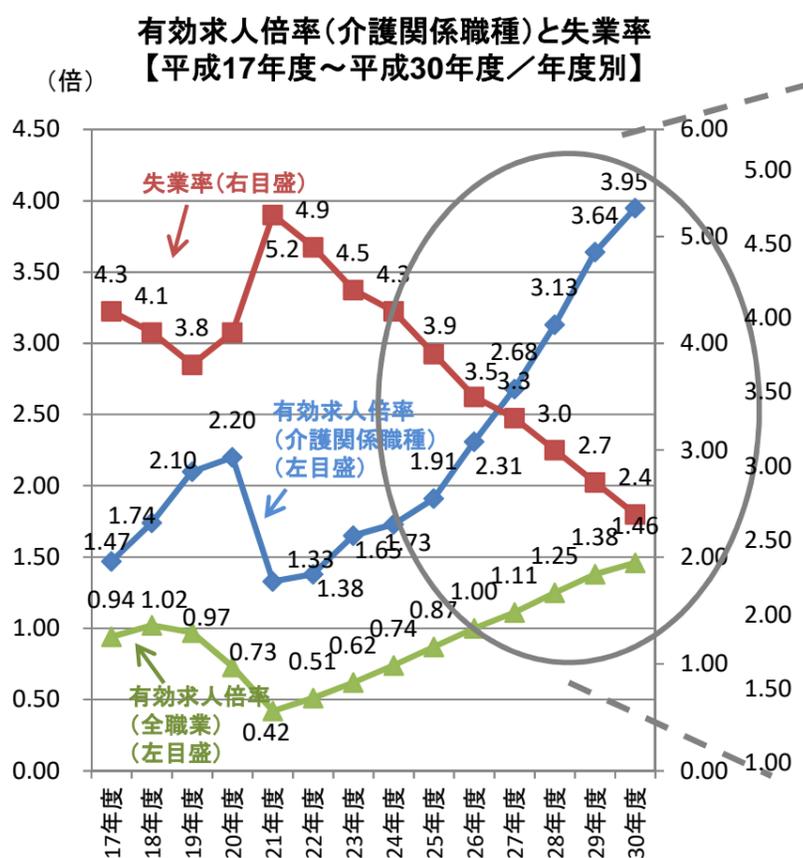


注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。  
 (平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成29年の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%)  
 ・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。  
 注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。  
 (特定施設入居者生活介護:平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)  
 注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)  
 注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。(【参考・推計値】平成27年度:0.8万人、平成28年度:6.6万人、平成29年度:8.3万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数の推計。グラフの各年度の( )内の数字は、これらを加えた介護職員数を示す。)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

## 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ~有効求人倍率と失業率の動向~

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注) 平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

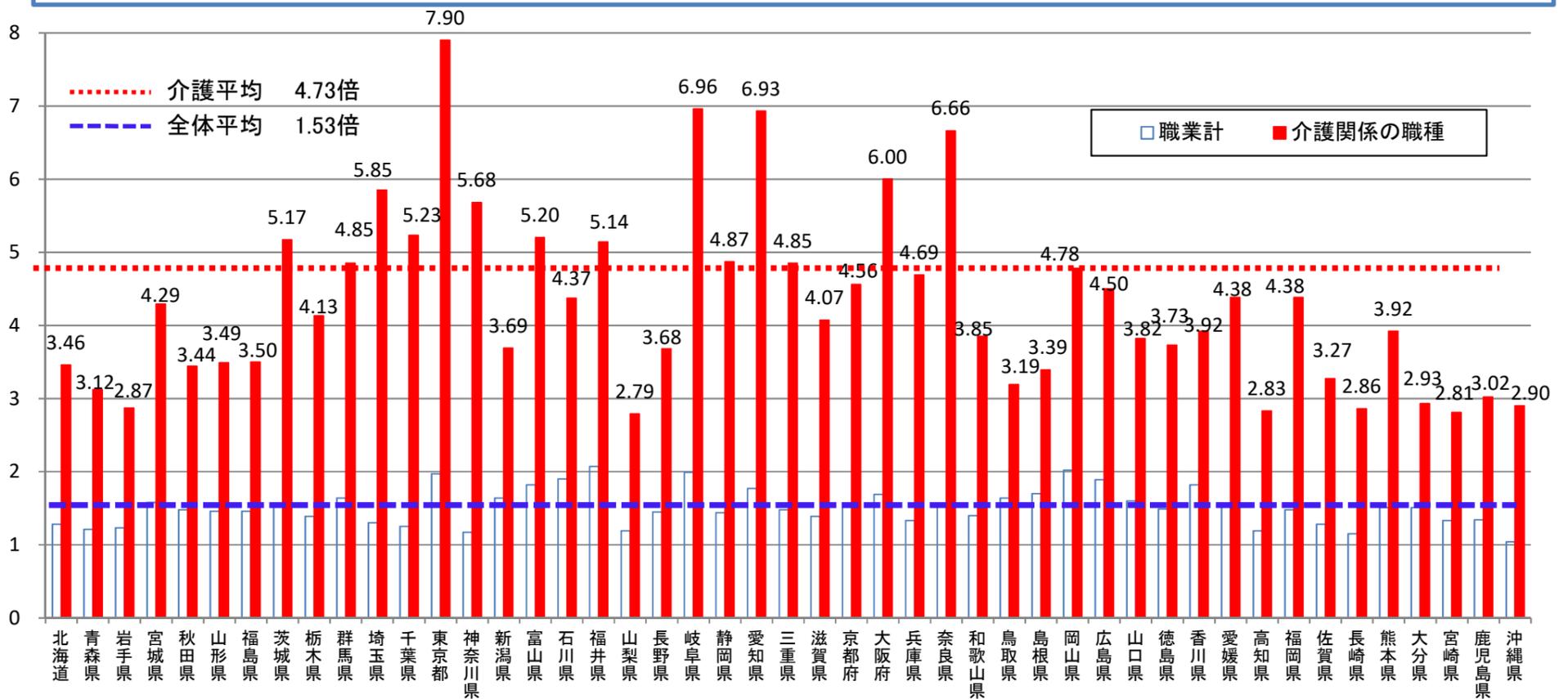
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。  
 月別の失業率は季節調整値。

(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

# 都道府県別有効求人倍率(令和元年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

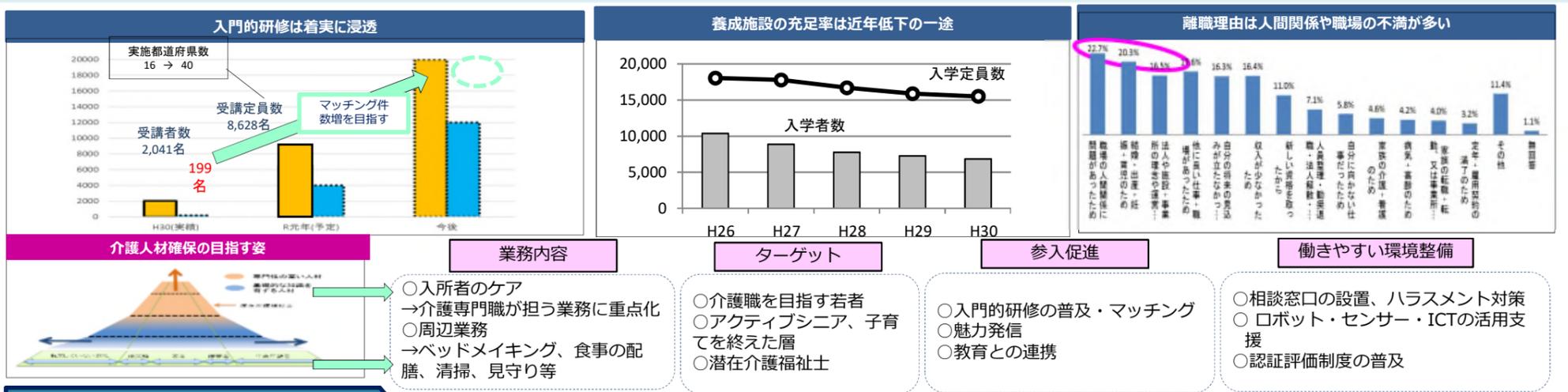
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ( )は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

## 令和2年度予算(案)における介護人材確保対策(社会局・老健局)

令和2年度においては、介護現場革新会議基本方針等を踏まえ、**高齢者のマッチング(主に介護助手の担い手)**と**若者への多様なアプローチ(介護業務の中心的担い手)**を重点に、**処遇改善、ICT活用等の環境整備**を進め、**社会局・老健局が一体**となって**介護現場の生産性向上に資する人材確保**に総合的に取り組む。

- 平成31年3月にとりまとめられた「介護現場革新会議」基本方針では、①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進を進めることとしている。
- 「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」(令和元年5月29日)においては、上記の取組に加え、**介護助手等としてシニア層を活かす**こととしている。



対策 I 多様な人材の参入促進	業務内容	ターゲット	参入促進	働きやすい環境整備
<b>介護職を目指す若者・学生の増加</b> ○ 若手介護職員が、出身校等の学生に対して、介護の仕事に関する魅力の発信を支援する <b>若手介護職員交流推進事業の創設</b> (社・基金) ○ 介護人材確保のための <b>ボランティアポイント制度の創設</b> (老・基金) ○ 小中高生への、介護の仕事魅力発信や職場体験等の一層の取組を実施するため、 <b>介護のしごと魅力発信等事業(若者層向け)の推進</b> (社)	○ 入所者のケア → 介護専門職が担う業務に重点化 ○ 周辺業務 → ベッドメイキング、食事の配膳、清掃、見守り等	○ 介護職を目指す若者 ○ アクティブシニア、子育てを終えた層 ○ 潜在介護福祉士	○ 入門的研修の普及・マッチング ○ 魅力発信 ○ 教育との連携	○ 相談窓口の設置、ハラスメント対策 ○ ロボット・センサー・ICTの活用支援 ○ 認証評価制度の普及

- 対策 II 働きやすい環境の整備**
- 職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした**介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(ハラスメントへの相談も対応)**(社・基金)、事業所を超えた**若手介護職員交流推進事業の創設**(再掲・社・基金)、**介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の拡充**(老)
  - 実態調査、各種研修、ヘルパー補助者同行事業等の支援策を盛り込んだ**介護事業所におけるハラスメント対策推進事業の創設**(老・基金)
  - 生産性向上ガイドラインの普及等を行うファシリテーターの養成等を盛り込んだ**生産性向上推進事業の拡充**(老)、同事業と連携した**介護職チームケア実践力向上推進事業**の実施(社)
  - 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所の**ICT化、情報連携の推進**(老)、**ICT、介護ロボット導入支援事業の拡充**(老・基金)

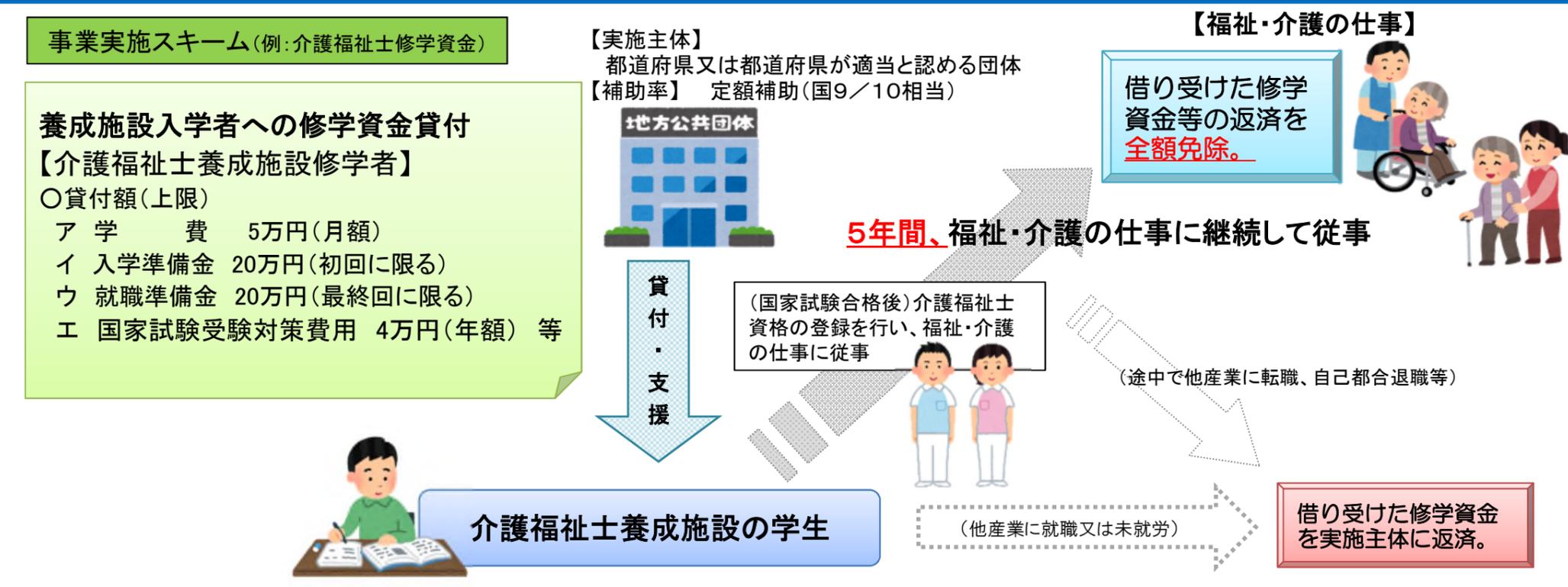
【要求要旨】

少子高齢化の進展に伴い、介護人材の不足が指摘される中（2025年までに55万人を確保）、外国人介護人材の受入のため、在留資格「介護」や特定技能制度等が開始されたことに伴い、主に外国人留学生の増加による介護福祉士修学資金等貸付金のニーズがより高まることで、貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い、事業の継続を支援する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【所要額】 518,457千円



介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

事業の種類

※下記の4つの事業をまとめて「介護福祉士修学資金等貸付事業」という。

貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	月5万円以内 (その他、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内などの加算もある)	介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事
実務者研修受講資金(平成24年度創設)	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	20万円以内	介護福祉士の資格取得後、2年間介護業務に従事
再就職準備金(平成28年3月創設)	現在離職している過去介護業務に従事していた者が、介護業務に再就職する際の費用を貸付け	20万円以内(一部の都道府県では40万円以内)	再就職後、2年間介護業務に従事
社会福祉士修学資金	社会福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	介護福祉士修学資金と同様	社会福祉士の資格取得後、5年間相談援助業務に従事

実施主体

47都道府県の社会福祉協議会(一部、社会福祉事業団)

貸付原資

➢ 国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

(最近の補助状況)

平成30年度補正予算:4億円 平成29年度補正予算:14億円 平成28年度補正予算:10億円 平成27年度補正予算:261億円

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。  
※赤字下線は令和2年度新規・拡充メニュー

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、**支え合い活動継続のための事務支援**
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、**参入促進セミナーの実施**、介護の周辺業務等の体験支援
- **人材確保のためのボランティアポイントの活用支援**
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や**1号特定技能外国人等の受入環境整備**

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
  - ・ 喀痰吸引等研修
  - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・ 介護支援専門員、**介護相談員育成**に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- **チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修**
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
  - ・ 介護従事者の負担軽減に資する**介護ロボット・ICTの導入支援や業務改善支援(拡充)**
  - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- **介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備**

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、**市区町村単位**での協議会等の設置

○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ **離島、中山間地域等への人材確保支援**



介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 2025年以降、現役世代(担い手)の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要。
- 平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修(入門的研修・3～21時間)を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー(1～2時間)を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。

【事業イメージ】



## 新 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係の仕事をやめた理由として、①職場の人間関係に問題があったため(20.0%)、②結婚・出産・妊娠・育児のため(18.3%)、③法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため(17.8%)が上位を占めており、事業所内で相談できずに離職するケースが考えられる。
- このため、都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。

### 【事業イメージ】

都道府県等

委託可

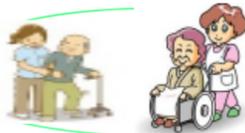
【社協、民間団体等】



相談

助言等

【介護職員】



### 【取組例】

#### 【相談窓口の設置】

- 相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。
  - ・ 専門の相談員による窓口での相談（来所）
  - ・ 電話による相談
  - ・ メール・SNSによる24時間相談受付
  - ・ 施設・事業所に対する出張相談
  - ・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談（外部委託等）

※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。  
 ※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。

#### 【相談窓口の普及】

- 相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知
- 相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示

## 新 若手介護職員交流推進事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係職種の離職の状況として、勤続3年未満での離職が6割を超えており、小規模の事業所ほど離職者の勤続年数が短い傾向にある。
- このため、一定区域の若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

### 【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【民間団体等】



合同入職式・交流会等の開催

【若手介護職員】



### 【取組例】

- 入職時及び入職3年目などの節目となるタイミングで、所属する施設・事業所外の同様の立場にある若手介護職員とネットワークを構築する。

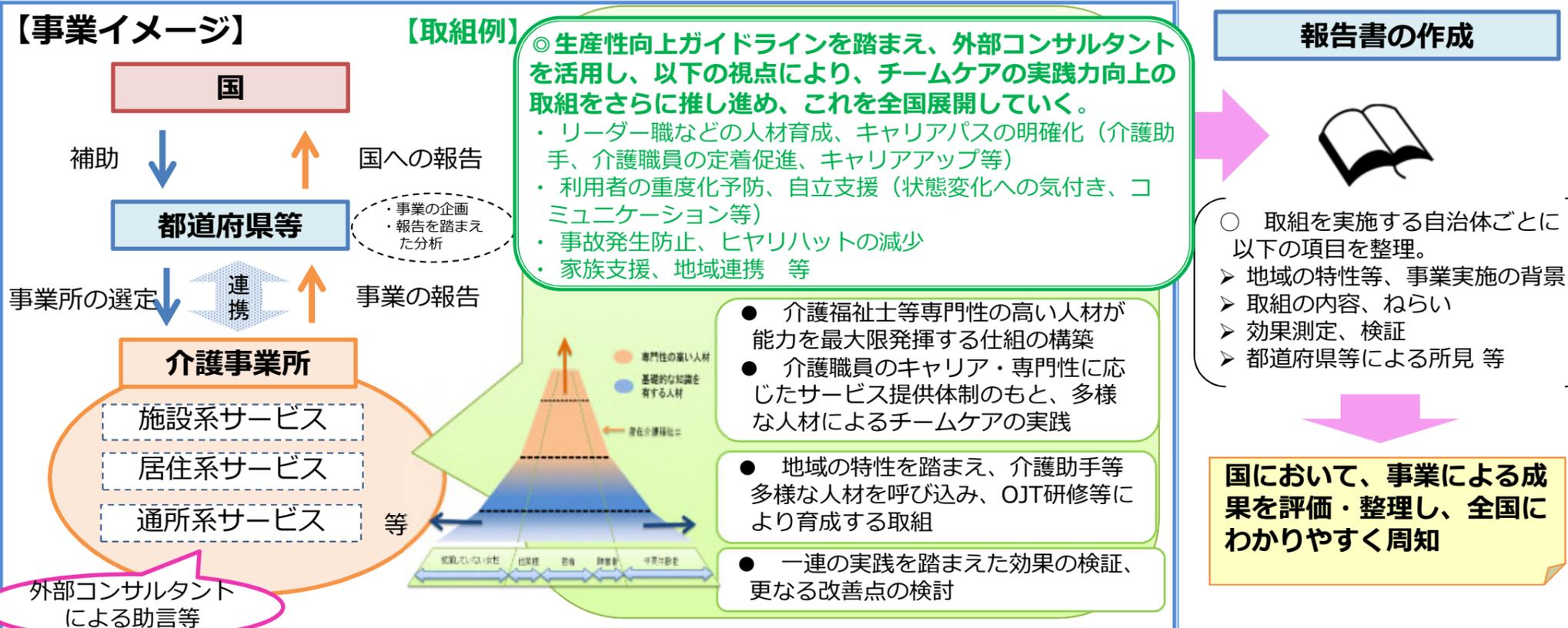
#### 【入職時のネットワーク構築】

- 施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催（グループワーク等も実施）
- 経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催
- 所属する事業所外の施設見学や職場体験 等

#### 【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】

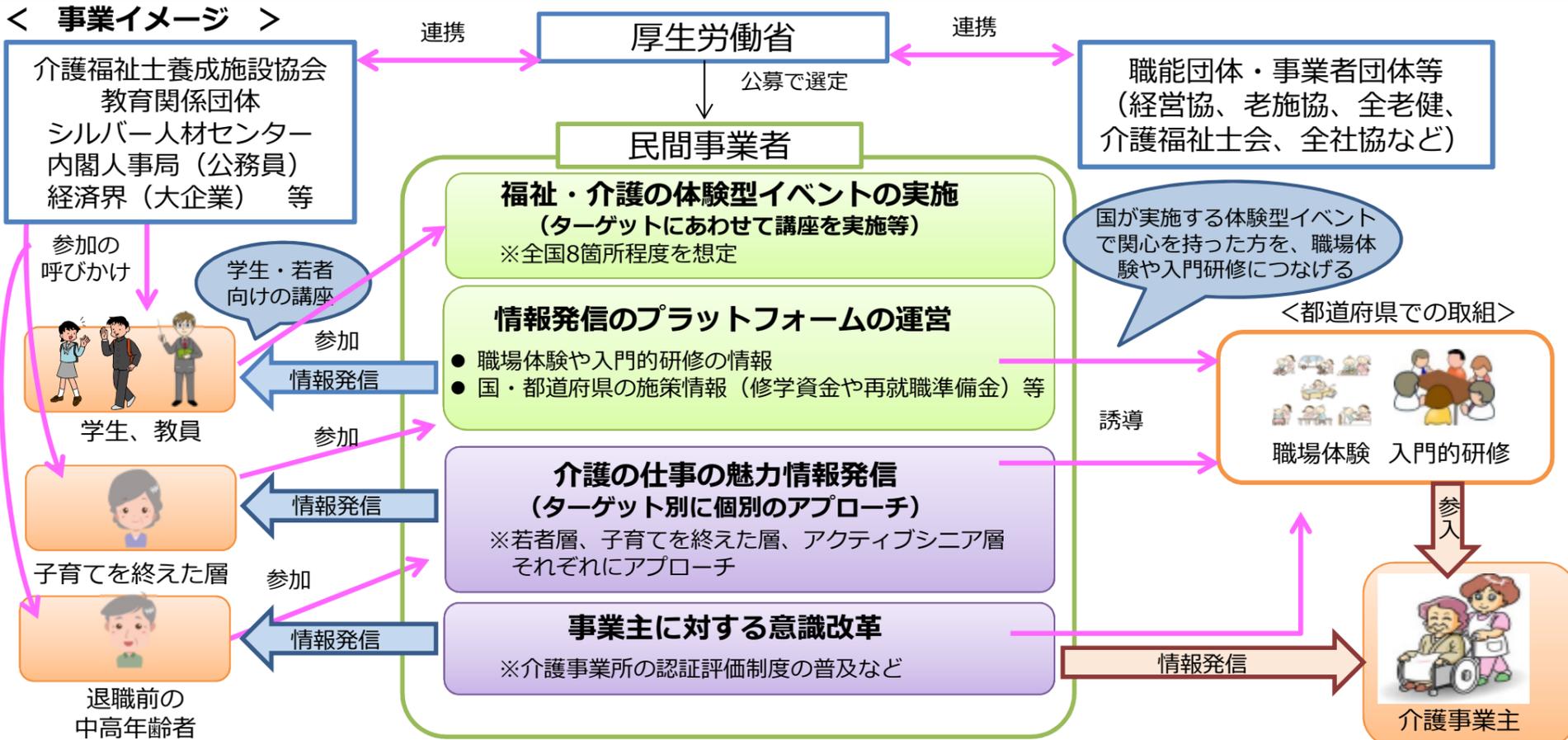
- 入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催（グループワーク等も実施）
  - 若手介護職員による介護技術コンテストの開催
  - 若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力PR 等
- ※ 基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に合ったサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていくことが必要。
- このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る。こうした取組に係るかかり増し費用の助成等を行い、その成果の全国展開を図る。



**【実施主体】** 都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体  
**【補助率】** 定額補助

- 福祉・介護の体験型イベントや情報発信のプラットフォームの運営、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対する個別のアプローチにより、介護の仕事の魅力情報を発信するとともに、介護のイメージ転換を図る。  
 （ターゲット別アプローチの例）
  - ・ 若者層：新卒者向け就職フェアなどにおいて、介護の専門性や魅力、働き方の多様性、「残業が少ない」等
  - ・ 子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性、「親の介護に役立つ」等
  - ・ アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して介護の専門性や魅力、社会的重要性、「介護される側からする側へ」等
- 併せて、事業主に対して、例えばワークライフバランスの重要性を始め介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界内の意識改革を図る。



東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

< 事業スキーム >

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付対象者】

- ①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- ②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者

【貸付内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)  
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)  
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)

①世帯赴任加算

- ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
- ・ 単身赴任の場合 … 20万円

②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)

- ・ 20万円を上限(実費の範囲内)

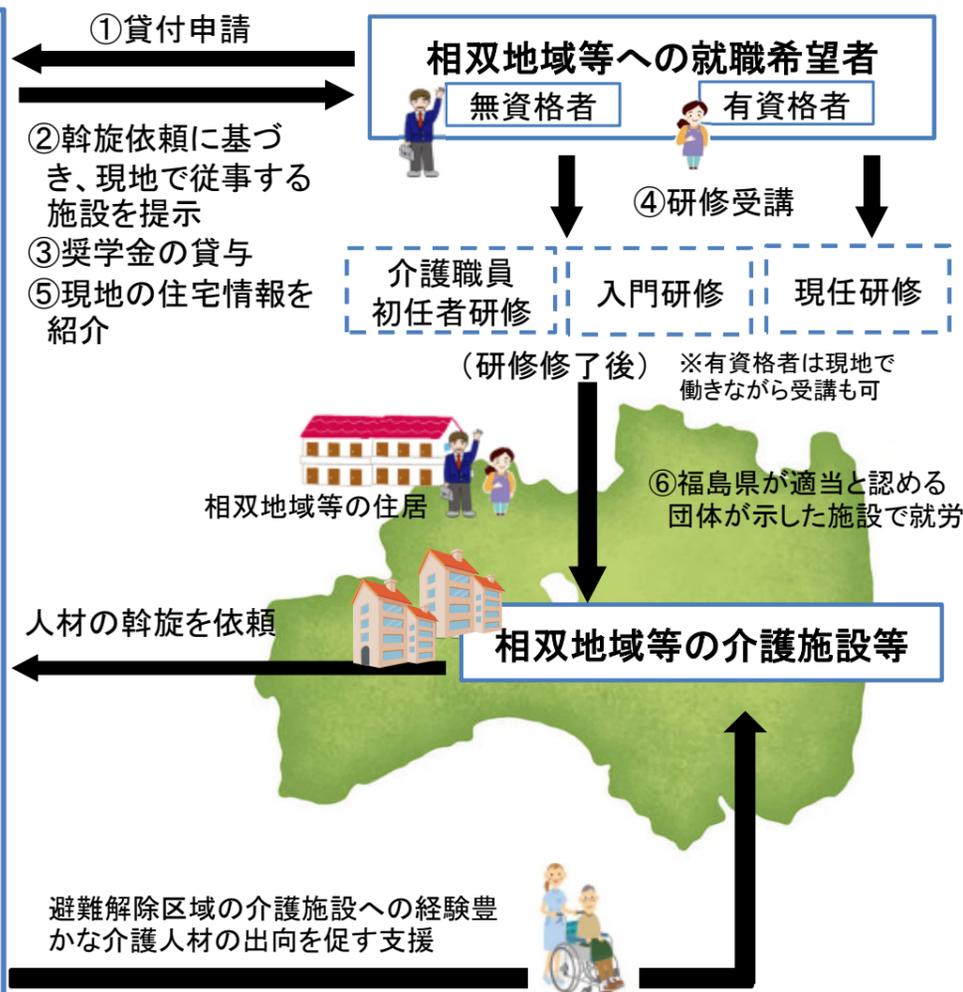
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に  
応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



私たち、

介護の素晴らしさを  
伝えたい！

# 介護の魅力 PR隊 です!!

## — 埼玉県での介護職のススメ —

現在、少子高齢化が進み、ますます介護人材が必要とされています。そのような中で、埼玉県では、介護職のイメージアップおよび魅力ある職場づくりを促進し、介護人材の確保を図るために、県と関係5団体が協力し、平成26年2月に「介護職員しっかり応援プロジェクト」を立ち上げました。介護の魅力PR隊の活動は、その一環として行っています。隊員は、県内の介護現場で働く若手からベテラン職員で構成され、埼玉県知事から任命を受けて活動をしています。



# 介護の魅力PR隊の活動

介護の魅力をお伝えに行きます!!

様々な方々に福祉・介護を知ってもらうために、中学校や高校、地域のイベントでの介護体験の実施や、就職支援セミナーで介護の仕事の魅力などの発表といった様々な活動を通して、福祉・介護の魅力を伝えています!

## 1 次世代の担い手への働きかけ

- 中学校や高校での車いす体験など介護体験の実施 (出張介護授業)
- 福祉の仕事魅力発見バスツアーでの体験発表 など

## 2 大学・専門学校生への働きかけ

- 就職支援講座、介護等体験事前説明会などでの体験発表 など

## 3 求職者への働きかけ

- 就職面接会での就職支援講座や初任者研修での体験発表 など

## 4 その他の活動

- 地域のイベント等で車いす体験や高齢者疑似体験、認知症理解のための寸劇の実施 など



## — 介護の魅力PR隊からメッセージ —

たくさんの人に介護を知ってほしいです。学生には、「将来介護が就職の選択肢の1つに入るといいな」という思いで話しています。PR隊活動を行う上で大切にしていることは「縁」です。私の話を聞いて、誇りを持って働いている介護士がいる!と感じ、何かのきっかけが生まれたらうれしいです。

平成30年度介護の魅力PR隊 隊長  
特別養護老人ホーム春輝苑 渡邊 美帆

私がPR隊の活動で一番大切にしていることは、「ありのままをお伝えする」ということです。介護は魅力溢れる世界ですが、悲しいことや苦しいことがあることも確かです。しかし、そんな悲しみや苦しみを乗り越えた先にこそ、介護のやりがい、魅力はあると思います。だからこそ、包み隠さず、ありのままを伝えて、魅力を感じていただく、これが私のPR隊活動でのポリシーです。

平成30年度介護の魅力PR隊 副隊長  
特別養護老人ホームみずほ苑 太田 遼

【介護職員しっかり応援プロジェクトチーム】 埼玉県、埼玉県老人福祉施設協議会、埼玉県介護老人保健施設協会、埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会、埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会、埼玉県社会福祉協議会

活動のご相談およびお問い合わせはコチラまで

## 埼玉県福祉人材センター

(社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会)

TEL.048-833-8033 FAX.048-833-8062

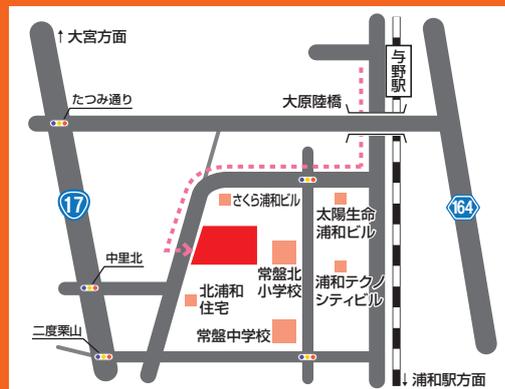
さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階  
(JR京浜東北線 与野駅 西口下車徒歩約10分)

[利用時間] 月~金曜日(年末年始・祝祭日を除く) 10時~17時

埼玉県福祉人材センター

検索

または、コチラから⇒



# 平成30年度 介護の魅力PR隊

## 下半期活動報告

### 1年間の活動実績について

※活動回数、延べ活動人数、参加者については、会議、任命式等は除いています。

#### 1.次世代の担い手への働きかけ

- ・出張介護授業(中学、高校) 23回(1459名)
- ・高校生向けバスツアーでの体験発表 3回(42名)



#### 2.大学・専門学校生への働きかけ

- ・介護等体験事前説明会 7回(486名)
- ・就職ガイダンスなどの体験発表 4回(117名)
- ・介護の学校での参加型トークセッションの実施 1回(50名)
- ・福祉業界就活オープニングセミナーでの介護の仕事しゃべり場の実施 1回(17名)



活動回数：132回

延べ活動人数：161人

参加者：5254名

#### 3.求職者への働きかけ

- ・就職面談会などの体験発表 13回(502名)
- ・介護職員初任者研修等の受講生への体験発表 6回(129名)など
- ・福祉業界就職チャレンジプログラムでの体験発表 8回(80名)
- ・ハローワーク移動相談会での体験発表 38回(898名)
- ・カイゴのお仕事カフェでの相談対応 4回(34名)
- ・職業訓練での体験発表 13回(180名)



#### 4.その他の活動

- ・イベントへのブース出展、相談対応
- ・オーストラリアや県庁オープンデーでの介護体験の実施(延べ人数計1260名)



### ピックアップ

#### 活動報告①

## 介護の学校 in 埼玉 2018

2018年11月11日(日)に東洋大学で開催された「介護の学校 in 埼玉 2018」に介護の魅力PR隊も5人の隊員で分科会を担当しました。『「介護の達人」本音トークセッション!スマホで参加だドン!』と題したトークセッションを実施。



介護の魅力PR隊がパネラーとなって、現場職員にしか語れない、介護の仕事の本音を伝える企画です。

参加者は、ツイッターを使って自分が聞きたいことを質問できるので、たくさんの質問が集まりました。これから仕事を始める学生さんらしい質問が多く、PR隊の皆様も真剣に答えていただきました。



### ピックアップ

#### 活動報告②

## 介護職員実務者研修

求職者への働きかけの1つとして、介護職員初任者研修等の受講生への体験発表とともに、介護職員実務者研修の受講生へ体験発表を行っています。介護の仕事に興味があったり、介護の仕事をしよと考えている方に向けて介護の魅力伝える貴重な機会の1つです。PR隊の皆様には毎回誠実に熱心に体験発表をしていただいています。



#### 活動場所(参加者数)

- ・アインケア医療福祉学院所沢校(24)
- ・学研アカデミー介護士養成センター-東大宮(40)
- ・介護労働安定センター(46)
- ・新座市社会福祉協議会(19)

※初任者研修含む

※多くの活動をしていただきました。誠にありがとうございました。

# 介護人材の確保「介護施設における高齢者の「ちよこつと就労」促進事業【福井県】」

## 取組の背景

- ・高齢化の進展により介護人材が不足するなか、元気な高齢者を貴重な労働力として活用していく必要がある
- ・9割の事業所が、高齢者を積極的に採用したい、または条件が合えば雇用したいと考えている

## 事業の成果等

- ・事業への参加施設数 49施設(H30)
- ・ちよこつと就労による就職決定者数  
平成29年度 31名  
平成30年度 48名

## 事業概要(取組の特長)

1. 事業目的  
介護人材の確保および介護職員の負担軽減の促進
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)  
地域の高齢者を介護助手とし短時間雇用  
①求職者が県福祉人材センターへ求人登録を行うことで、近隣の施設の紹介など、マッチングの機会を増加

②県内各地区において  
地域住民を対象とした  
就職説明会を開催

③ハローワーク、シルバ  
ー人材センターとの連  
携

**ちよこつと就労 就職説明会 開催!**

～介護施設で働いてみませんか?～

資格は必要ありません

短時間で働けます

★時給 780～850円程度で1回2～4時間、週1～4回程度

## 予算推移

予算の推移

- ・平成28年: ー
- ・平成29年: 2, 158千円(地域医療介護総合確保基金)
- ・平成30年: 2, 158千円(地域医療介護総合確保基金)
- ・平成31年: 2, 158千円(地域医療介護総合確保基金)

## 事業推進上の課題等

＜事業推進上の課題＞

高齢者は移動手段が限られるため、遠方にある施設には求人が集まりにくい

＜横展開に向けての提言＞

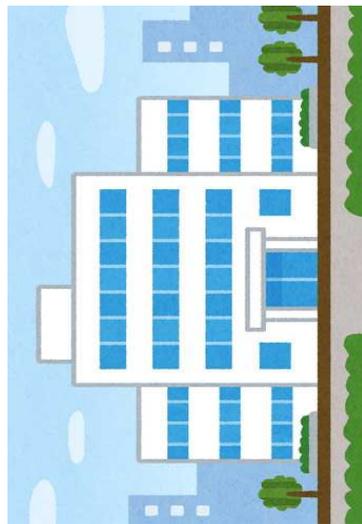
- 規制緩和 なし
- 財政支援 なし

# 「介護施設における高齢者の「ちよこっと就労」促進事業」スキーム図

## 目的

介護施設における高齢者の短時間就労(ちよこっと就労)を促進し、介護職員の負担軽減を図る

福井県福祉人材センター  
(福井県社会福祉協議会)

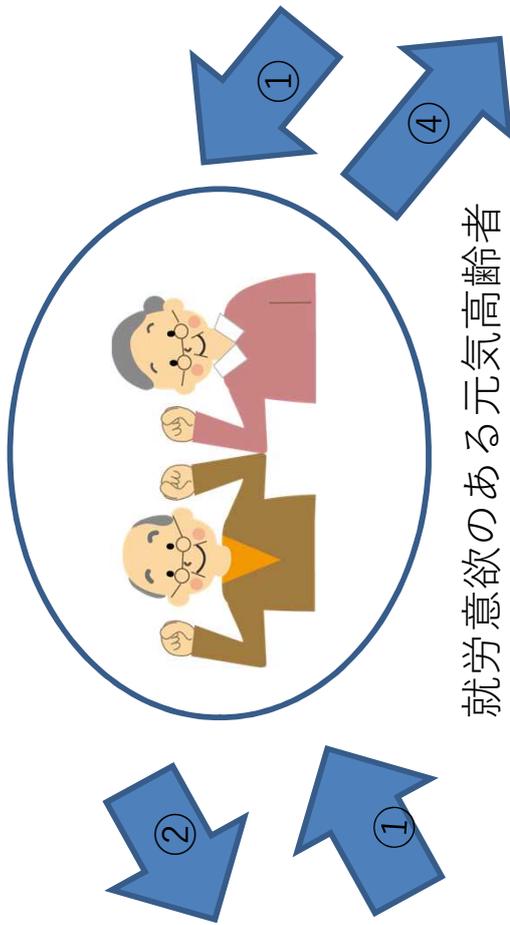


①社会福祉協議会等の講座等に参加している元気な高齢者に対して、「ちよこっと就労」の呼びかけ

③施設近隣に在住の登録高齢者の紹介

②〔高齢者〕

・希望者は福祉人材センターに登録



就労意欲のある元気高齢者

各介護サービス施設

※各協議会を通して施設を公募



① 周辺地域に募集チラシ等を配布し、「ちよこっと就労」の呼びかけ

④ 高齢者の面接採用、OJT研修実施

■介護施設における業務  
〔介護職員〕

○本来の介護専門業務に専念

例:「食事・排泄・衣服の着脱・入浴等の介助」「車いすでの移動」等

〔高齢者〕 ※住み慣れた地域で、自分に合った時間(短時間)働く

○能力に応じた補助的業務の実施

例:「掃除」「食事の配膳・片付け」「洗濯」「園芸等の趣味活動」等

⑤ 成果報告会 (県内全域対象)

年度末に、参加した介護施設および高齢者が良かった点や改善すべき点などを報告し、他施設や高齢者に対して周知

## 介護施設における高齢者の「ちよこつと就労」促進事業について

### 1 目的

高齢化の進展および生産年齢人口の減少により介護人材が不足するなか、元気な高齢者を貴重な労働力として活用していく必要がある。

そこで、介護施設において、短時間で、高齢者の能力に応じた介護の補助的業務などを行う「ちよこつと就労」を普及し、介護人材の確保および高齢者の短時間就労による介護職員の負担軽減を促進する。

### 2 事業内容

#### (1) 事業主体

福井県社会福祉協議会（委託）

#### (2) 実施事項

<福井県社会福祉協議会>

- ① 介護施設の募集・決定
- ② 高齢者の募集・講習等の実施および介護施設への紹介（100名程度）
- ③ 「ちよこつと就労」のノウハウ・注意点などの周知（参加施設や高齢者による成果報告会）

#### 【ちよこつと就労】

高齢者が個々の生活スタイルや健康状態に合わせ、介護施設において介護職員の補助（掃除、食事の配膳・片付け等）を行う短時間労働

<参加介護施設> ※対象施設：県内すべての介護サービス事業者（平成30年度より）

- ① 施設周辺地域への募集チラシ配布等による高齢者の募集
- ② 高齢者に対する事前説明会（業務内容、勤務時間等の説明）
- ③ 高齢者の面談・採用 → 「ちよこつと就労」の実践
- ④ 採用した高齢者へのOJT研修（介護に関する基礎的な知識等の習得）

## 学生等若者を福祉に呼び込むための取組【京都市】

### 現状・課題

- ・介護・福祉の現場の実態が、学生をはじめとする若者に正しく伝わっていない。
- ・これまでから、学生等若者に対して福祉の魅力を伝える機会が少なく、企画しても参加する学生数もなかなか増えない。
- ・きょうと福祉人材育成認証制度における上位認証法人等により、介護・福祉業界の魅力を学生等に発信していく必要がある。

### 趣旨

- ・上位認証法人の職員等が連携・協力し、自らの施設を学生等に開放するとともに、若手職員によるリアルな魅力発信を行い、学生等若者に福祉職場の魅力を効果的に伝えていくことにより、介護・福祉に対する興味を深めてもらうことで、業界への参入を促していく。

### 取組内容

#### ・福祉！フクシ！FUKUSHI！

福祉の仕事に興味のある大学生や短大生、専門学校生に対し、入職5年目程度までの先輩職員が、様々な体験談を交えて介護・福祉のリアルな魅力を発信した。

対象は、1、2回生から参加可能とし、学生等が普段から疑問に思っていること(業界のリアル、仕事のホンネ、ライフスタイルなど)をズバリ質問、上位認証法人等から選ばれた先輩職員が丁寧に回答・アドバイスをを行った。

#### ・学生が取材！私たちが見た福祉のホント

学生(福祉関係学科に限定しない。)が上位認証法人の事業所を訪問、先輩職員に密着取材を行い、その働き方、仕事に対する想いを感じ取り、学生自身の新しい「気付き」に触れながら、同世代の学生等に「生きた言葉」でレポートした。

当日は、5組6名の学生が自ら設定したテーマ(多職種連携、利用者さんとの関係、地域での役割等)に基づく取材発表が行われた後、それぞれのグループに分かれ、学生と上位認証法人職員との参加型グループトークを開催した。



↑ 学生が取材！私たちが見た福祉のホント(「京都福祉のリアル発信プロジェクト」発表会!!)

← 福祉！フクシ！FUKUSHI！リアルなフクシを知る旅(学生向け福祉の業界セミナー)



# 福祉！

# フクシ！

# FUKUSHI！

リアルな  
フクシを  
知る旅 

学生向け  
福祉の業界セミナー

## 2019 11.16(土)

時間：13：00～17：00

場所：mumokuteki ホール

京都市中京区式部町 261 ヒューマンフォーラムビル 3F  
※mumokuteki good&wear の3階にあります

主催：京都府

協力：きょうと介護・福祉ジョブネット



詳細・申し込みはこちら！



リアルな  
フクシを  
知る旅

福祉の業界セミナー

## 福祉業界って、どんなところだと思いますか？

実は、皆さんが知らないようなドラマが広がっています！

私服でOK、飲み物を飲みながらカフェのような気分で20代の職員たちと気軽にお話できる空間になっています。

お友達を誘ってふらっとお越しください！

13:00～14:00 オープニング

14:10～17:00 ブース形式 ワールドカフェ

学生生活にも  
役に立つ！

こんなエピソードを  
お伝えします！



仕事で感動した  
エピソード！

龍谷大学 社会学部  
地域福祉学科 卒 入職6年目



関西福祉科学大学 社会福祉学部  
社会福祉学科 卒 入職8年目



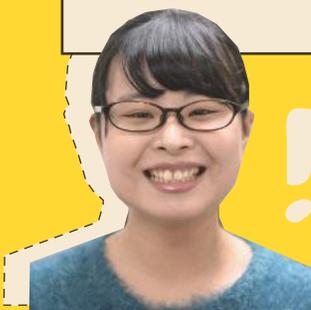
舞鶴YMCA 国際福祉  
専門学校 卒 入職3年目

入職1年目、実は  
こんな失敗がありました…



京都府立大学 公共政策学部  
福祉社会学科 卒 入職8年目

実習の時にやっておいた方が  
いいこと！



大谷大学 文学部  
社会学科 卒 入職3年目

学生時代の厳しいピアノ授業、  
乗り越えました！



佛教大学 社会福祉学部  
社会福祉学科 卒 入職2年目

福祉の資格が取れない  
学部でも大丈夫！



同志社大学 法学部  
法律学科 卒 入職3年目

その他にも皆さんが  
気になるあれこれに  
お答えします

### 参加対象者

福祉の仕事に関心のある大学生や短大生、専門学校生なら  
どなたでも参加OKです。

定員 60名 参加費 無料

詳細・申し込み <https://kyoto294.net/>

上記URLもしくはQRコード先の申込フォーム  
からお申込みください。※定員になり次第、  
締切いたします。お早めにお申込みください。



### 日程

2019年11月16日(土)

### 時間

13:00～17:00 (受付開始12:30)

### 場所

mumokuteki ホール  
京都市中京区式部町261 ヒューマンフォーラムビル3F  
※mumokuteki good&wearの3階にあります

### お問い合わせ

京都府福祉人材サポートセンター事務局  
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田43 メルクリオ京都202  
TEL: 0120-698-560  
Email: k.fukushi@pasona.co.jp

「京都福祉のリアル発信プロジェクト」発表会!!

≡ 学生が取材! ≡

# 私たちが見た福祉のホント

日時

2019年2月9日(土)  
13:30~16:00  
(受付開始 13:00)

会場

京都府立京都学・歴彩館  
小ホール 〒606-0823  
京都市左京区下鴨半木町1-29  
京都市営地下鉄 烏丸線「北山駅」徒歩約4分

定員

50名(先着順)

参加費

無料



イ話だけじゃなくて、  
ホントのところを  
知りたい...

「介護って、自分に  
できるのかな...?」

福祉のイメージってあちこちで聞くけど、  
ホントのところどうなんだろう...?

そんな疑問を持つみなさんに向けて、5組の学生  
さんが福祉の現場へ実際に足を運んで取材してき  
た「福祉のリアル」を発表します。

同世代の率直な感想や気づきに触れて、みなさん  
の「福祉のリアル」を広げてみませんか?

京都府

京都の大学に通う学生が自分の疑問や課題を携えて、福祉職場で働く職員さんに密着取材しました。取材先は、京都の福祉業界でも特に手厚い人材育成や先進的な取り組みを行っている「上位認証法人<sup>(※)</sup>」。

目で見て、話して、触れて、感じてきたものから、「イメージ」ではない「福祉のホント」を共有してもらいます。

※「上位認証法人」：京都府の「きょうと福祉人材育成認証制度」において、「業界のトップランナーとして、先進的な実績を持つ法人」と認証された法人です。現在は11法人が認証されています。

- 社会福祉法人 嵐山寮 ●社会福祉法人 ぐらしのハーモニー ●社会福祉法人 成光苑 ●社会福祉法人 大樹会
- 社会福祉法人 同和園 ●社会福祉法人 福知山学園 ●社会福祉法人 南山城学園
- 社会福祉法人 みねやま福祉会 ●社会福祉法人 よつば会 ●社会福祉法人 リガーレ暮らしの架け橋
- 社会福祉法人 レモングラス (五十音順)

## ◆タイムスケジュール

### 13：30～ ●学生による取材発表「私たちが見た福祉のホント」

- 学生×同和園…………… 相談職に現場での経験って必要ですか？
- 学生×南山城学園…………… カフェの支援と色々なコミュニケーション！
- 学生×ぐらしのハーモニー…………… 福祉が目指す地域のカタチって？
- 学生×リガーレ暮らしの架け橋…………… 福祉のこれからを「上の人」に聞いてみた！
- 学生×みねやま福祉会…………… 療育のホントの姿が知りたい！

### 15：00～ ●参加型！ グループトーク「もっと知りたい福祉のホント」

発表を聞いた感想を共有したり、職員さんにあなたの質問をぶつけてみよう！  
※発表ごとのグループに分かれて実施。取材対象以外の上位認証法人職員も参加予定。

#### ◆参加対象者：福祉の仕事に興味がある大学生・専門学校生（全学年）

特に「大学での学びを深めたい」「学生生活をより充実させるヒントが欲しい」と思っている方。  
就職活動の業界研究にも役立ちます。

#### ◆参加費：無料

#### ◆服装：自由 気楽に参加いただけるイベントです。普段着でお越しください。

#### ◆定員：50名（先着順）

#### ◆予約受付方法：原則「予約制」ですが、当日参加もOKです。

①WEB：<https://kyoto294.net/schedule21992/>

②メール：[kyoto-fukushi@eidell.co.jp](mailto:kyoto-fukushi@eidell.co.jp)

「氏名、性別、電話番号、メールアドレス、大学名、学部・学科名、学年」をご連絡ください。



#### ◆お申込み・お問い合わせ先

株式会社エイデル研究所 京都支社 担当：櫻井、吉野  
(京都府福祉人材サポートセンター コンサルティング事業部門)  
〒604-0862 京都市中京区少将井町245-2 烏丸梅田ビル8階  
電話：075(253)0201 メール：[kyoto-fukushi@eidell.co.jp](mailto:kyoto-fukushi@eidell.co.jp)

#### ◆お知らせ◆

#### FUKUSHI就職フェア

3月3日(日)午後 みよこめっせにて  
100社以上が参加！  
京都の福祉最大の合同就職説明会

# ★福祉！フクシ！FUKUSHI！ (学生アンケートから)

## ★ 参加者37名の属性

・性別

男性	4
女性	33

・学校種別

大学生(8大学)	35	1回生	19
		2回生	7
		3回生	9
専門学校(1校)			2

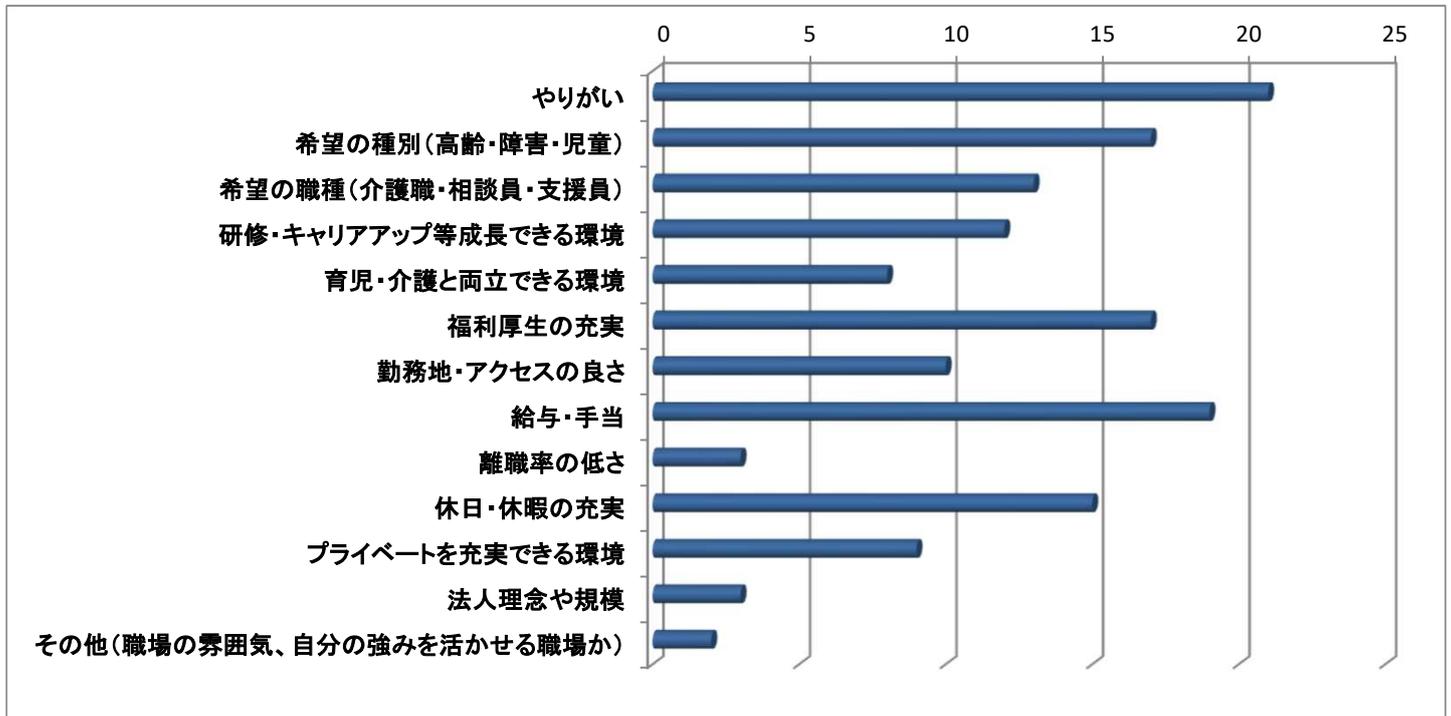
## ★ 就職先の希望について

福祉業界のみ	23
幅広く検討中	5
まだわからない	9

## ★ 福祉業界を就職先と決めている理由(抜粋)

残業がほぼない。他業界より働きやすいと思ったから。
福祉の勉強をしているから。福祉の仕事をして貢献したいから。
社会福祉士の資格が活かせる。
直接人に関わり、手助けができて、役にたつ仕事をやってみたいから。
自分に向いている。福祉業界の雰囲気が好きだから。

## ★ 就職先を検討する際に重視したいこと(複数回答、その他は自由記述)



## ★ 感想・意見等(主なもの)

言葉にならない良い刺激を受け、不安が少し形になって、解消に近づいた気がします。
凄く有意義な時間でした。次はしっかり質問することを考えたい。もう少し少人数だと話しやすかったかも。
仕事のやりがいや1日のスケジュールなど、生の声を聞けてうれしい。
裏話、ためになる話など、知識がない状態から、視野を広げることができ、学べるものがたくさんあった。
時間もあっという間に過ぎ、皆さんとても話が面白くて来たかいがありました。福祉職のことも少し理解できた。
学校の勉強だけではわからないことを聞け、良い体験になった。来年の実習頑張ろうと思いました。
高齢者、障がい、児童の分野でお話をお聞きして、それぞれの仕事についてイメージが具体的になった。
狭い視野を広げることができました。高齢、障がい両方でインターンシップに参加してみたいと思います。

本通知は介護福祉士養成校・介護職員初任者研修等研修事業者の協力を得て送付しています

厚 第 1 7 9 7 号

平成29年11月13日

介護に関する資格をお持ちの皆様へ

石川県健康福祉部厚生政策課長  
(公 印 省 略)

## 社会福祉法の改正による氏名・住所等の届出について

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、社会福祉法が改正され、平成29年4月より、介護関係の有資格者による氏名・住所等の届出が法的に義務づけられました。届出義務の対象者で、まだ届出がお済みでない方は、下記により速やかに届出手続をいただくようお願い申し上げます。

この制度は、介護に関する資格を持つ方々が介護の仕事から一度離れても、いつでも円滑に介護の仕事で再び活躍いただくことを目的としており、届出により求人情報や研修情報等の提供が受けられるほか、専門スタッフが就職相談に丁寧に応じることとしています。

既におよそ500名の方にこうしたサポートを提供しており、就職された方からは「もう一度介護の仕事に就く決心がついた」、「就職に向けての不安が解消された」と言った喜びの声も聞かれるところです。

高齢化が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要となっています。団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向け、介護の資格等を持つ方々は、とても貴重な存在です。将来にわたり県民の皆様が安心して介護サービスを受けるためには、皆様一人ひとりのお力が欠かせません。何卒、この法改正の趣旨をご理解くださるようお願い申し上げます。

また、ご多用中大変恐縮ですが、県の施策を検討する上での基礎資料とするため、届出と併せて同封のアンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

## 記

1 届出対象者	介護福祉士の資格保有者、介護に関する研修※の修了者 ※介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、 旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修
2 届出方法 (いずれかを選択)	(1) インターネット QRコード又は「福祉のお仕事」で検索いただき、 届出専用サイト（福祉のお仕事）から届出手続 (2) 郵送（切手不要） 同封の届出票にご記入の上、返信用封筒で届出手続
3 届出期限	<b><u>平成29年12月31日</u></b> ※期限内にできないときは下記までご相談ください。
4 その他	求人情報や研修情報のほかイベント情報の受け取りが可能です。 ※受信拒否設定も可能です。



— 事務担当 —  
石川県健康福祉部厚生政策課  
福祉人材・サービスグループ 西岡  
TEL:076-225-1419 / FAX:076-225-1409

# 福島県相双地域等(浜通り)で 介護職員として働きませんか



国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。  
※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。



ふくしまで、  
咲こう。

返還免除  
付き

## 就職準備金等の 奨学金貸付制度

貸付対象者

福島県外に居住している方で、相双地域等(浜通り)の介護保険施設等に介護職として内定または、就職が決定している方。

研修受講料

**15万円以内** (実費分)

※介護職員初任者研修等を受講する場合に借りることができます。

就職準備金

**30万円** **又は** **50万円**

※世帯赴任加算、自動車輸送費用等加算が対象になる場合もあります。

研修受講料・就職準備金については、一定の  
業務従事期間(1~2年)を満たした場合は

**返還免除となります。**

詳細  
お問い合わせ

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会  
「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで

TEL.024-526-0045

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ホームページも  
ご覧ください▶



総論

平成30年3月27日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
  - ※ 社会福祉士の就労先は、高齢者福祉関係：43.7%、障害福祉関係：17.3%、医療関係：14.7%、地域福祉関係：7.4%、児童・母子福祉関係：4.8%となっている。
  - ※ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の有資格者であり、矯正施設においても社会福祉士の配置が増えてきている。
- 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。
- 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

各論

社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。

地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進

- 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

社会福祉士の役割等に関する理解の促進

- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

見直しの背景

- 平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

「報告書」抜粋

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能(※1)の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能

- 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 社会福祉士の実践能力を上げていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

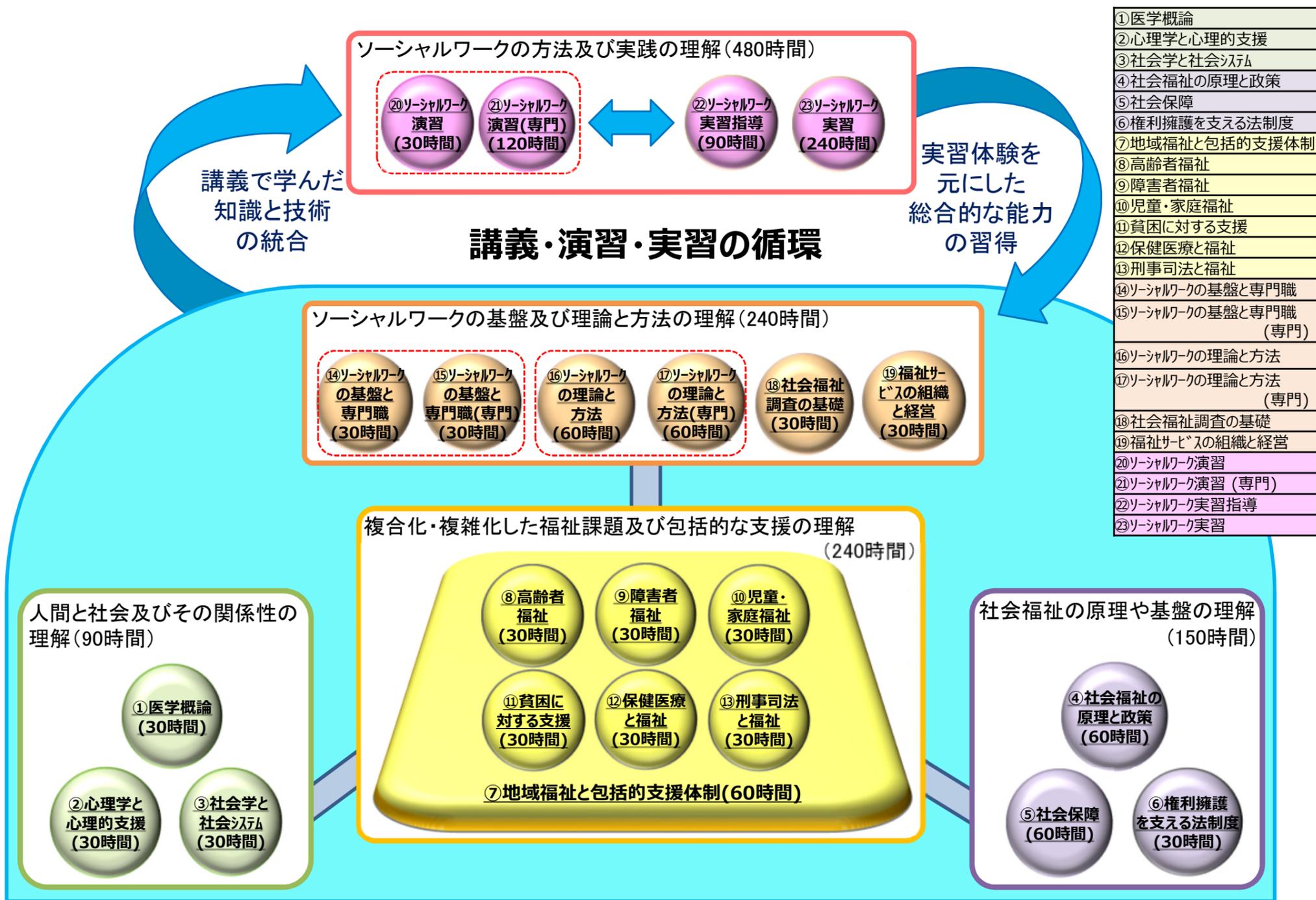
見直しの方向性

- 「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
  - 1 養成カリキュラムの内容の充実
  - 2 実習及び演習の充実
  - 3 実習施設の範囲の見直し 等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019(令和元)年度から周知を行う。2021(令和3)年度より順次導入を想定。

# 見直し後の社会福祉士養成課程の全体像



## 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しに関するスケジュール(案)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
社会福祉士国家試験	第32回 (令和2年2月実施)	第33回 (令和3年2月実施)	第34回 (令和4年2月実施)	第35回 (令和5年2月実施)	第36回 (令和6年2月実施)	第37回 (令和7年2月実施)	第38回 (令和8年2月実施)
	従来の教育内容に基づく試験問題					新たな教育内容に基づく試験問題	
福祉系大学等 [4年]	周知・準備期間 (令和元年度～2年度)		令和3年度 入学者 新たな教育内容				
福祉系短大等 [3年] +相談援助実務経験 [1年]	周知・準備期間 (令和元年度～2年度)		令和3年度 入学者 新たな教育内容			相談援助 実務経験	
福祉系短大等 [2年] +相談援助実務経験 [2年]	周知・準備期間 (令和元年度～2年度)		令和3年度 入学者 新たな教育内容		相談援助 実務経験		
一般養成施設 [1年] (短期一般)	周知・準備期間 (令和元年度～2年度)					令和6年度 入学者 新たな教育内容	

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※福祉人材情報システム上の数値を掲載。

2019年4～12月分

県名	新規求人数(a)	新規求人数(f)	有効求人数(b)	有効求人件数	新規求職者数(c)	有効求職者数(d)	内学生		紹介・応募数			採用人数(e)	
									内紹介数	内応募数		紹介による採用人数	
01.北海道	7,524	3,699	21,178	10,254	1,399	4,479	610	(13.6%)	203	182	21	153	150
02.青森県	2,356	1,323	6,806	3,809	605	1,928	239	(12.4%)	134	133	1	122	122
03.岩手県	3,399	1,792	9,611	5,095	788	2,410	257	(10.7%)	166	157	9	106	106
04.宮城県	2,795	1,108	7,845	3,188	466	1,418	90	(6.3%)	36	34	2	29	29
05.秋田県	1,939	1,108	5,467	3,070	312	967	289	(29.9%)	94	90	4	81	79
06.山形県	4,737	2,708	13,198	7,546	603	1,696	95	(5.6%)	95	95	0	68	68
07.福島県	3,179	1,389	9,593	4,168	619	2,322	820	(35.3%)	24	24	0	20	20
08.茨城県	3,733	1,714	11,141	4,977	487	1,384	142	(10.3%)	42	40	2	29	28
09.栃木県	6,585	2,997	18,388	8,246	1,019	3,188	787	(24.7%)	204	197	7	101	99
10.群馬県	6,841	3,493	19,607	9,965	1,390	4,485	749	(16.7%)	165	143	22	113	107
11.埼玉県	13,797	5,916	41,928	17,650	2,036	7,397	2,597	(35.1%)	254	205	49	160	148
12.千葉県	6,347	2,518	20,002	7,718	580	1,730	174	(10.1%)	62	35	27	30	21
13.東京都	15,354	7,300	43,836	20,680	3,823	12,087	1,012	(8.4%)	999	573	426	196	125
14.神奈川県	16,180	6,685	46,795	19,250	2,102	6,854	1,503	(21.9%)	439	320	119	214	196
15.新潟県	5,089	2,069	16,916	6,187	643	2,236	787	(35.2%)	139	138	1	103	102
16.富山県	4,232	2,096	12,794	6,325	664	3,041	2,074	(68.2%)	133	132	1	130	129
17.石川県	3,776	2,166	10,928	6,162	1,084	3,667	809	(22.1%)	162	162	0	141	141
18.福井県	2,060	1,079	5,986	3,147	590	1,860	398	(21.4%)	82	81	1	72	72
19.山梨県	2,166	1,123	6,540	3,324	239	725	73	(10.1%)	48	35	13	20	18
20.長野県	4,205	1,983	11,929	5,630	2,819	7,437	732	(9.8%)	177	169	8	131	126
21.岐阜県	3,277	1,551	9,680	4,550	470	1,736	538	(31.0%)	69	59	10	54	53
22.静岡県	14,550	7,920	42,694	22,612	3,647	11,684	2,722	(23.3%)	712	696	16	568	565
23.愛知県	6,588	3,057	19,102	8,829	941	2,938	347	(11.8%)	126	96	30	68	64
24.三重県	4,632	1,913	13,442	5,460	635	1,781	92	(5.2%)	61	59	2	48	46
25.滋賀県	3,156	1,453	9,953	4,325	1,054	3,629	885	(24.4%)	78	74	4	55	55
26.京都府	7,671	3,549	22,939	10,345	2,299	9,243	4,003	(43.3%)	300	273	27	218	209
27.大阪府	6,813	2,899	20,131	8,572	1,164	3,728	513	(13.8%)	171	95	76	55	28
28.兵庫県	3,594	1,474	10,847	4,380	452	1,468	291	(19.8%)	57	42	15	18	14
29.奈良県	4,415	2,014	12,636	5,673	618	1,752	128	(7.3%)	185	176	9	133	132
30.和歌山県	2,129	1,215	5,886	3,359	622	2,033	260	(12.8%)	65	65	0	48	48
31.鳥取県	1,237	497	4,120	1,523	306	1,397	876	(62.7%)	40	40	0	22	22
32.島根県	3,726	2,128	10,509	5,783	1,022	4,046	1,924	(47.6%)	182	179	3	126	125
33.岡山県	4,462	2,037	13,255	5,872	538	2,151	1,111	(51.7%)	47	42	5	22	20
34.広島県	4,358	2,037	13,179	6,126	523	2,019	951	(47.1%)	26	21	5	17	16
35.山口県	2,015	907	5,746	2,572	790	2,702	517	(19.1%)	35	33	2	28	27
36.徳島県	2,741	1,390	7,881	3,936	1,579	4,636	189	(4.1%)	48	46	2	35	35
37.香川県	2,831	1,267	8,939	4,047	1,194	3,940	839	(21.3%)	50	49	1	46	46
38.愛媛県	2,254	1,116	6,589	3,187	312	1,084	241	(22.2%)	24	22	2	20	19
39.高知県	4,268	2,193	11,174	5,734	1,396	4,832	1,235	(25.6%)	102	102	0	72	72
40.福岡県	5,393	2,501	14,646	6,812	515	1,680	280	(16.7%)	97	92	5	33	32
41.佐賀県	1,164	592	3,220	1,645	757	2,181	101	(4.6%)	31	30	1	21	21
42.長崎県	4,005	2,319	12,698	7,051	739	2,327	431	(18.5%)	181	178	3	130	130
43.熊本県	3,401	1,761	9,988	5,147	275	791	159	(20.1%)	84	73	11	52	50
44.大分県	2,425	1,433	6,763	4,032	392	1,190	274	(23.0%)	118	101	17	86	85
45.宮崎県	1,806	1,168	5,198	3,332	454	1,313	89	(6.8%)	91	89	2	56	56
46.鹿児島県	2,750	1,353	7,230	3,634	266	930	117	(12.6%)	17	13	4	6	6
47.沖縄県	2,153	997	6,293	2,962	493	2,588	1,763	(68.1%)	26	24	2	9	9
合計	224,108	107,007	655,226	307,891	45,721	151,110	35,113		6,681	5,714	967	4,065	3,871
全国平均値	4,768	2,277	13,941	6,551	973	3,215	747		142	122	21	86	82

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

\* 有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、2019年4～12月の累計。

\* 新規求人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介/応募人数・採用人数は、2019年4月～12月の累計。

\* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

\* 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。

\* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。

\* 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比  
 (2019年4～12月の累計/2018年4  
 ～12月の累計)

県名	有効求人 倍率 (b/d)	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)
01.北海道	4.73	2.0%	10.9%
02.青森県	3.53	5.2%	20.2%
03.岩手県	3.99	3.1%	13.5%
04.宮城県	5.53	1.0%	6.2%
05.秋田県	5.65	4.2%	26.0%
06.山形県	7.78	1.4%	11.3%
07.福島県	4.13	0.6%	3.2%
08.茨城県	8.05	0.8%	6.0%
09.栃木県	5.77	1.5%	9.9%
10.群馬県	4.37	1.7%	8.1%
11.埼玉県	5.67	1.2%	7.9%
12.千葉県	11.56	0.5%	5.2%
13.東京都	3.63	1.3%	5.1%
14.神奈川県	6.83	1.3%	10.2%
15.新潟県	7.57	2.0%	16.0%
16.富山県	4.21	3.1%	19.6%
17.石川県	2.98	3.7%	13.0%
18.福井県	3.22	3.5%	12.2%
19.山梨県	9.02	0.9%	8.4%
20.長野県	1.60	3.1%	4.6%
21.岐阜県	5.58	1.6%	11.5%
22.静岡県	3.65	3.9%	15.6%
23.愛知県	6.50	1.0%	7.2%
24.三重県	7.55	1.0%	7.6%
25.滋賀県	2.74	1.7%	5.2%
26.京都府	2.48	2.8%	9.5%
27.大阪府	5.40	0.8%	4.7%
28.兵庫県	7.39	0.5%	4.0%
29.奈良県	7.21	3.0%	21.5%
30.和歌山県	2.90	2.3%	7.7%
31.鳥取県	2.95	1.8%	7.2%
32.島根県	2.60	3.4%	12.3%
33.岡山県	6.16	0.5%	4.1%
34.広島県	6.53	0.4%	3.3%
35.山口県	2.13	1.4%	3.5%
36.徳島県	1.70	1.3%	2.2%
37.香川県	2.27	1.6%	3.9%
38.愛媛県	6.08	0.9%	6.4%
39.高知県	2.31	1.7%	5.2%
40.福岡県	8.72	0.6%	6.4%
41.佐賀県	1.48	1.8%	2.8%
42.長崎県	5.46	3.2%	17.6%
43.熊本県	12.63	1.5%	18.9%
44.大分県	5.68	3.5%	21.9%
45.宮崎県	3.96	3.1%	12.3%
46.鹿児島県	7.77	0.2%	2.3%
47.沖縄県	2.43	0.4%	1.8%
合計			
全国平均値	4.34	1.8%	8.9%

新規求 人数(a)	新規求 人件数 (f)	新規求 職者数 (c)	採用人 数(e)
110.0%	114.0%	105.0%	221.7%
117.6%	113.2%	80.1%	156.4%
94.4%	97.2%	96.1%	105.0%
88.0%	84.6%	72.7%	58.0%
105.7%	110.5%	114.3%	105.2%
132.6%	144.2%	106.5%	141.7%
86.4%	86.5%	89.1%	153.8%
75.3%	79.4%	92.4%	59.2%
104.7%	111.0%	100.2%	98.1%
97.5%	99.5%	98.0%	91.9%
98.8%	99.7%	92.1%	181.8%
78.6%	90.4%	97.8%	88.2%
73.6%	77.9%	87.2%	70.3%
93.4%	96.6%	104.4%	84.9%
115.7%	117.7%	130.2%	245.2%
104.5%	106.4%	92.1%	94.2%
87.5%	93.6%	94.2%	99.3%
85.5%	81.9%	97.0%	91.1%
95.4%	94.9%	90.9%	100.0%
92.8%	86.6%	423.9%	152.3%
110.8%	116.3%	93.3%	154.3%
93.0%	100.4%	109.1%	104.6%
96.4%	89.6%	134.0%	242.9%
105.9%	106.6%	102.8%	141.2%
127.8%	133.7%	130.9%	144.7%
90.5%	91.8%	109.9%	105.3%
86.6%	81.2%	79.3%	85.9%
107.5%	101.0%	98.3%	90.0%
108.8%	102.7%	79.3%	93.0%
93.8%	99.8%	96.9%	102.1%
71.8%	75.5%	92.2%	129.4%
95.0%	91.4%	105.5%	84.0%
96.6%	105.2%	96.2%	183.3%
91.7%	97.7%	89.9%	70.8%
103.5%	99.0%	83.3%	58.3%
95.6%	100.1%	83.2%	140.0%
69.0%	66.5%	96.6%	85.2%
93.3%	98.2%	67.0%	58.8%
92.8%	91.3%	90.5%	91.1%
106.5%	109.5%	97.5%	137.5%
97.0%	95.5%	109.1%	123.5%
113.8%	111.7%	92.1%	96.3%
122.1%	122.8%	68.6%	64.2%
90.8%	96.6%	97.5%	179.2%
95.1%	103.0%	101.1%	59.6%
130.6%	126.7%	112.2%	85.7%
67.7%	67.4%	97.4%	32.1%
94.6%	97.1%	101.4%	104.0%
94.6%	97.1%	101.4%	104.0%

都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL1	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	かでの2.7 3階	011-272-6662	011-272-6663
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	函館市総合福祉センター（あいよる21）3階	0138-23-8546	0134-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12番3号	釧路市総合福祉センター3階	0154-24-1686	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525	0155-21-2415
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046	0157-61-8183
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3丁目3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111	0144-34-8151
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3丁目20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012	017-777-0015
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市大字宮園2丁目8-1	社会福祉センター内	0172-36-1830	0172-33-1163
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8丁目8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目7-4	宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880	018-864-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918番地	茨城県総合福祉会館2階	029-244-3727	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600	027-255-6040
	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1	高崎市労使会館1階	027-324-2761	027-320-8378
	太田市福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549		0276-48-9599	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ内	048-833-8033	048-833-8062
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1	塚本大千葉ビル5階	043-222-1294	043-222-0774
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-2860	03-5211-1494
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422	042-595-8432
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816	045-313-4590
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5	川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726	044-739-8740
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2丁目2番2号	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523	025-282-0548
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5番21号	富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4丁目17番1号	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2丁目3番22号	福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294	0776-24-4187
	嶺南福祉人材バンク	917-0069	小浜市小浜白鬚112	白鬚再開発ビル3階福井県社会福祉協議会 嶺南支所内	0770-52-7833	0770-52-7834
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654	055-254-8614
長野県	長野県福祉人材センター	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県社会福祉総合センター4階	026-226-7330	026-227-0137
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉会館内	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館シズウエル3階	054-271-2110	054-272-8831
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942	055-952-2943
	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8	浜松市福祉交流センター3階	053-458-9205	053-453-0716
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市中区白壁1丁目50番地	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519	052-212-5520
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111	0532-52-1112
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2丁目131	三重県社会福祉会館内	059-224-1082	050-222-0170
滋賀県	滋賀県南部介護・福祉人材センター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925	077-567-3928
	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36	長浜市民交流センター1階	0749-64-5125	0749-64-5126
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター内	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	奈良県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2丁目1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211	073-435-5209
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957	0852-32-5956
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507	086-801-9190
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館1階	082-256-4848	082-256-2228
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5丁目12番21号	呉市福祉会館内	0823-21-5013	0823-25-7453
山口県	山口県福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6	ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200	083-922-6652

徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943 徳島市中昭和町1丁目2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040 088-656-1173
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017 高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター5階	087-833-0250 087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553 松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344 089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567 高知市朝倉戊375-1	ふくし交流プラザ1階	088-844-3511 088-821-6765
	安芸福祉人材バンク	784-0007 安芸市寿町2-8	総合社会福祉センター内	0887-34-3540 0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012 四万十市右山五月町8-3	社会福祉センター内	0880-35-5514 0880-35-5241
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804 春日市原町3-1-7	クローバープラザ東棟2階	092-584-3310 092-584-3319
	北九州市福祉人材バンク	804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6	ウエルとばた8階	093-881-0901 093-882-3579
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027 久留米市長門石1-1-34	久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035 0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011 飯塚市柏の森956-4	社会福祉協議会内	0948-23-2210 0948-23-2262
	京築地区福祉人材バンク	824-0063 行橋市中津熊501	行橋市総合福祉センター（ウイズゆくはし）内	0930-23-8495 0930-22-2903
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号	佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406 0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555 長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656 095-846-8798
	佐世保福祉人材バンク	857-0028 佐世保市八幡町6-1		0956-24-1184 0956-23-3175
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077 096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161 大分市明野東3丁目4番1号	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000 097-552-7002
	日田市福祉人材バンク	877-0003 日田市上城内町1番8号	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026 0973-24-3452
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515 宮崎市原町2番22号	宮崎県福祉総合センター人材研修館1階	0985-32-9740 0985-27-0877
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号	鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888 099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603 那覇市首里石嶺町4丁目373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703 098-886-8474
	名護市福祉人材バンク	905-0014 名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142 0980-53-6042

都道府県福祉人材センター事業実施状況

(福祉人材センター平成30年度事業実績および令和元年度事業計画等調査(令和元年9月))

1. 職員体制(平成31年4月1日時点)

都道府県名	合計												所長								一般職員							
	うち正規		うち専任		正規		非正規		合計		正規		非正規		合計		正規		非正規									
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減							
	常勤	常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤	比較	人数						
合計	545	188	460	126	64	269	65	17	4	45	43	18	17	26	1	-	1	-	173	110	134	78	32	47	9	7	-	
平均	12	4	10	3	2	7	7	2	2	1	1	1	1	1	1	-	1	-	4	3	4	2	2	3	2	2	-	
記入C数	47	47	46	40	31	41	10	8	2	45	43	18	17	26	1	-	1	-	46	43	37	34	17	15	4	4	-	
北海道	7	2	4		3	4				1									2	2		2						
青森県	16	2	15	1	1	11	3			1	1		1						1	1	1	1		-	1			
岩手県	14	3	10		3	10		1		1	1		1															
宮城県	6	3	6	3		3				1	1	1	1						2	1	2	1			1			
秋田県	11	3	10	2	1	8													6	3	5	2	1	+1	3		-1	
山形県	9	4	6	1	3	5				1	1		1						2	2		2	+1					
福島県	10	5	7	4	1	3		2		1	1		1						4	4	4	4						
茨城県	15	5	11	2	3		9	1		1	1		1						4	4	2	2	2					
栃木県	17	4	16	4	1	12				1	1	1		1					3	3	2	2	1	-1				
群馬県	8	3	8	3		5				1	1	1	1						2	2	2	2						
埼玉県	20	5	20	5		6	9			1	1	1	1						11	4	11	4		+1	6	1		
千葉県	17	3	16	2	1	4	10			1	1		1						7	2	7	2		+1	4	1	+1	
東京都	35	10	34	9	1	13	12			1	1		1						9	9	9	9						
神奈川県	22	6	21	5	1	16				1	1		1						12	5	12	5		+1	7		-	
新潟県	7	3	5	1	2	4				1	1		1						2	2	1	1	1					
富山県	12	5	10	3	2	7				1	1		1						4	4	3	3	1	+1				
石川県	12	10	11	9	1	2				1	1		1						4	4	4	4		+1				
福井県	8	8	7	7	1					1	1		1						3	3	3	3						
山梨県	7	3	6	2	1	4				1	1		1						4	2	4	2		+1	2		-1	
長野県	15	2	15	2		13				1	1	1	1						4	1	4	1			3			
岐阜県	10	4	9	3	1	6				1	1	1	1						2	2	1	1	1					
静岡県	15	4	11		4	11													1	1		1						
愛知県	14	2	14	2		1	11			1	1	1	1						6	1	6	1			1	4		
三重県	19	4	19	4		15				1	1	1	1						11	1	11	1			10		+1	
滋賀県	5	2	5	2		3				1	1	1	1						2	1	2	1			1			
京都府	11	4	11	4		7				1	1	1	1						3	3	3	3						
大阪府	28	5	27	4	1	23				1	1		1						2	2	2	2						
兵庫県	7	2	6	1	1	5				1	1		1						2	1	2	1			1			
奈良県	10	2	9	1	1	8				1	1		1						4	1	4	1		-1	3		+1	
和歌山県	8	3	5	1	2	4	1			1	1		1						3	2	1	1	1			1	-1	
鳥取県	7	6	3	2	4	1				1	1		1						3	3		3		+1				
島根県	11	5	11	5		6				1	1	1	1						3	3	3	3						
岡山県	8	8	4	4	4					1	1		1						6	6	3	3	3					
広島県	5	5	4	4	1					1	1		1						4	4	4	4		-1				
山口県	12	4	12	4		8				1	1	1	1						1	1					1			
徳島県	8	2	6	1	1	5	1			1	1		1						1	1	1	1						
香川県	6	1	6	1		5				1	1	1	1						2	2					2			
愛媛県	10	3	2		3	2	2	3		1	1		1						4	2		2		+1		2		
高知県	9	6	9	6		3				1	1	1	1						2	2	2	2						
福岡県	10	4	4		4	4	2			1	1		1						5	3		3		-1		2	+1	
佐賀県	13	7			7		6			1	1		1						6	6		6		+1				
長崎県	5	4	3	2	2	1				1	1		1						1	1		1		-1				
熊本県	10	2	10	2		8				1	1	1	1						2	2	2				2			
大分県	10	2	6		2	4	2	2		1	1		1						3	1						2		
宮崎県	11	2	11	2		9				1	1	1	1						1	1	1	1		-1				
鹿児島県	9	3	9	3		3	3			1	1	1	1						5	2	5	2			3			
沖縄県	6	3	6	3		2	1			1	1	1	1						2	2	2	2						

1. 職員体制（平成31年4月1日時点）

都道府県名	求人・求職相談担当									福祉人材確保相談担当									キャリア支援専門員																					
	合計			正規			非正規			合計	正規			非正規			合計	正規			非正規																			
	うち 正規	うち 専任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減		うち 専任	増減	専任	兼任	増減	専任		兼任	増減	うち 正規	うち 専任	増減	専任	兼任	増減															
																										常勤	常勤	比較	人数	常勤	非常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤	非常勤	比較	人数	常勤
合計	77	9	71	7	2		48	16	3	1		8	-	8	-	-		4	4	-	-		152	21	148	18	3		110	20	1	-								
平均	3	2	3	2	2		3	3	1	1		1	-	1	-	-		1	2	-	-		4	2	4	2	3		3	3	1	-								
記入C数	27	4	25	3	1		18	6	3	1		6	-	6	-	-		4	2	-	-		42	12	41	11	1		33	6	1	-								
北海道																		4	4				4	4																
青森県	6		6				6											1					4	4									+ 2							
岩手県	4	2	1		2		1	1															7	7																
宮城県																							3	1	3	1														
秋田県	2		2				2																3	3																
山形県	1		1				1																3	1	3	1														
福島県	1								1														2	2																
茨城県	2		1				1	1															5	5										5						
栃木県	4		4				4																3	3																
群馬県	2		2				2												1	1			2	2																
埼玉県	4		4				4																																	
千葉県	3		3				3																																	
東京都	5		5				5																3	3																
神奈川県																							6	6																
新潟県																							4	4																
富山県	4		4				4																2	2																
石川県	6	4	6		4		+ 2	2															1	1	1	1														
福井県																							4	4	4	4														
山梨県																							2	2																
長野県	2		2				2																1	1																
岐阜県	1	1	1		1																		4	4																
静岡県	7		7				7																5	3	2		3													
愛知県																							7	7																
三重県	2		2				- 1	2															5	2	5	2														
滋賀県																							2	2																
京都府	5		5				5																1	1																
大阪府	1		1				1																15	1	15	1														
兵庫県																							4	4																
奈良県																							5	5																
和歌山県																							3	3																
鳥取県																							1	1																
島根県																							1	1																
岡山県																							1	1	1	1														
広島県																																								
山口県																							10	3	10	3														
徳島県																							1	1																
香川県	1		1				1																2	2																
愛媛県																							2	2																
高知県	2	2	2		2																		2	1	2	1														
福岡県	1		1				1																3	3																
佐賀県	1																						1																	
長崎県																							3	2	3	2														
熊本県	1		1				1																4	1	4	1														
大分県	2		2				2																2	2																
宮崎県	4		4				4																2	2																
鹿児島県																							3	3																
沖縄県	3		3				2	1																																

1. 職員体制（平成31年4月1日時点）

都道府県名	事業者アドバイザー											その他											役職
	合計		正規			非正規			合計		正規			非正規									
	うち 正規	うち 専任	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	うち 正規	うち 専任	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較							
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数							
合計	26	-	23	-	-	14	9	-	3	64	5	58	5	-	46	7	6	-					
平均	4	-	5	-	-	4	5	-	3	3	1	3	1	-	3	4	2	-					
記入C数	6	-	5	-	-	4	2	-	1	21	4	20	4	-	17	2	3	-					
北海道																							
青森県	3		3				3																
岩手県									2	2				2				医療的ケア研修担当、職能団体担当					
宮城県																							
秋田県																							
山形県									2	2				2				保育士再就職支援事業（保育士・保育所支援センターコーディネーター）					
福島県									2	1				1	1			保育センター					
茨城県									3	3				3				子育て支援専門員					
栃木県									6	1	6	1		5			+ 1	出前講座・介護・福祉貸付					
群馬県																							
埼玉県									4	4				4				保育士保育園支援センター・介護等体験					
千葉県																							
東京都	17		17			11	6																
神奈川県									3	3				3				保育士・保育所支援センターコーディネーター					
新潟県																							
富山県									1	1				1				保育士・保育所支援センター保育士再就職コーディネーター					
石川県																							
福井県																							
山梨県																							
長野県	1		1			1		+ 1	2	2				2			+ 1	保育士支援専門員					
岐阜県									2	2				2				届出登録推進事業、相談事業					
静岡県									2	2				2				参入促進事業					
愛知県																							
三重県																							
滋賀県																							
京都府	1		1			1																	
大阪府									9	1	9	1		8				保保センター事業、介護修学・保育修学					
兵庫県																							
奈良県																							
和歌山県									1	1				1				保育士支援コーディネーター					
鳥取県									2	2	2	2	+ 2					保育士・保育所支援センター職員					
島根県									6	1	6	1		5			+ 2	支所長・保育士再就職支援コーディネーター・介護の再就職支援コーディネーター					
岡山県																							
広島県																							
山口県																							
徳島県	1		1			1			2	1				1	1			貸付事業業務担当					
香川県																							
愛媛県	3							3	+ 1														
高知県									2	2				2				保育士等人材確保担当					
福岡県																							
佐賀県									4						4		- 1	保育士コーディネーター、貸付担当					
長崎県																	- 1	事務職員					
熊本県									2	2				2				保育士再就職支援コーディネーター					
大分県									2	2				2				職場体験事業、複数事業所連携研修等					
宮崎県									5	5				5				貸付担当					
鹿児島県																							
沖縄県																							

2. キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格（複数回答）平成31年4月1日時点

都道府県名	キャリア支援専門員													事業者アドバイザー							
	30年度 配置 状況 人数	元年度											30年度 配置 状況 人数	元年度							
		配置 状況 人数	社会 福祉 士	精神 保健 福祉 士	介護 福祉 士	保育 士	介護 支援 専門 員	社 労 士	キ ャ リ ア カ ウ ン セ ラ ー	ハ ロ ー ワ ー ク O B	そ の 他	その他 資格内容		配置 状況 人数	公 認 会 計 士	中 小 企 業 診 断 士	社 労 士	弁 護 士	税 理 士	そ の 他	その他 資格内容
合計	148	152	31	7	35	8	20	1	10	13	31		23	26	1	2	-	1	1	1	
平均	4	4	2	1	2	1	1	1	2	1	2		6	4	1	1	-	1	1	1	
配置C数	41	42	16	7	22	8	14	1	6	9	18		4	6	1	2	-	1	1	1	
北海道	4	4																			
青森県	2	4											3	3	1	1		1			
岩手県	7	7			1	1				2											
宮城県	3	3	1																		
秋田県	3	3			1						1										介護職員初任者研修
山形県	2	3	1		1						1										介護職員初任者研修、実務者研修修了
福島県	2	2									1										
茨城県	5	5			1						2										教員
栃木県	3	3	1			1					1										
群馬県	1	2	1								1										
埼玉県																					
千葉県	3	3	1		2		1				2										社会福祉主事
東京都	3	3	2	1	3		1		1				17	17							
神奈川県	6	6	3	1	3		2				3										社会福祉主事任用資格、ホームヘルパー2級
新潟県	4	4			1						2										社会福祉主事2名・児童指導員・初任者研修2名 ・高等学校教員免許(公民・福祉)
富山県	2	2			2																
石川県	1	1			1		1				1										幼稚園教諭、社会福祉主事任用資格
福井県	4	4			1																
山梨県	2	2																			
長野県	4	4			1						1										社会福祉主事任用資格
岐阜県	4	4	2		2	1	2														
静岡県	5	5	3	1	1	1	1				1										一般企業で労務管理を担当していた者
愛知県	7	7	3				3														
三重県	5	5	2					1			1										看護師
滋賀県	2	2																			
京都府																					1
大阪府	15	15	5	1	7	1	2		2	1	7										産業カウンセラー、高校教員免許、福祉住環境コーディネーター We bクリエイター能力認定試験上級、福祉用具専門相談員、ガイドヘルパー
兵庫県	3	4	1	1	1		1				1										
奈良県	5	5							3	3											
和歌山県	3	3			1		1			2	1										労働局・介護労働安定センター支部長等経験者
鳥取県	1	1																			
島根県	3	1									1										キャリアコンサルタント
岡山県	1	1									1										社会福祉主事
広島県																					
山口県	9	10	2			1															
徳島県	2	2									1	1									キャリアコンサルタントなど
香川県	2	2			1	1	1														
愛媛県		2		1	1																
高知県	2	2									2										ジョブカフェでの相談員経験者、ハローワーク系列の求人管理経験者
福岡県	2	3			1		2		1	2	2										介護実務者研修
佐賀県	2	1									1										社会福祉主事
長崎県	5	3	2			1															
熊本県	4	4	1	1	1		1		1												
大分県	2	2			1		1														
宮崎県																					
鹿児島県	3	3																			
沖縄県																					

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	ハローワーク				うち 拠点ハローワーク				うち 拠点以外のハローワーク			
	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	259カ所	3,154回	4,578件	519件	66カ所	744回	1,166件	136件	193カ所	2,410回	3,412件	383件
平均	7カ所	90回	164件	37件	3カ所	31回	65件	15件	7カ所	83回	148件	35件
取り組みC数	35				24				29			
北海道	5カ所	33回	70件		1カ所	5回	9件		4カ所	28回	61件	
青森県	1カ所	12回	9件		1カ所	12回	9件					
岩手県	9カ所	145回			9カ所	145回						
宮城県	10カ所	100回	601件	58件	1カ所	10回	47件	21件	9カ所	90回	554件	37件
秋田県	9カ所	108回	64件		1カ所	12回	14件		8カ所	96回	50件	
山形県	8カ所	110回	313件	109件	1カ所	15回	77件	28件	7カ所	95回	236件	81件
福島県												
茨城県	13カ所	142回	140件	24件	2カ所	22回	35件	10件	11カ所	120回	105件	14件
栃木県	11カ所	187回	295件						11カ所	187回	295件	
群馬県	3カ所	28回	32件	16件	3カ所	28回	32件	16件				
埼玉県												
千葉県	13カ所	147回	379件		13カ所	147回	379件					
東京都	5カ所	116回	170件						5カ所	116回	170件	
神奈川県												
新潟県	8カ所	41回	90件	6件					8カ所	41回	90件	6件
富山県	6カ所	108回	118件						6カ所	108回	118件	
石川県	9カ所	118回	117件	5件	1カ所	10回	16件	3件	8カ所	108回	101件	2件
福井県	2カ所	35回	10件						2カ所	35回	10件	
山梨県	8カ所	82回			1カ所	20回			7カ所	62回		
長野県												
岐阜県												
静岡県	15カ所	126回	370件	187件	2カ所	24回	94件	40件	13カ所	102回	276件	147件
愛知県	17カ所	203回	640件		3カ所	35回	114件		14カ所	168回	526件	
三重県	10カ所	92回			1カ所	3回			9カ所	89回		
滋賀県	2カ所	19回	1件						2カ所	19回	1件	
京都府	1カ所	4回	13件	10件	1カ所	4回	13件	10件				
大阪府	7カ所	47回	118件		4カ所	4回	26件		3カ所	43回	92件	
兵庫県	10カ所	108回	197件		10カ所	108回	197件					
奈良県	5カ所	124回	172件	9件	2カ所	39回	47件	6件	3カ所	85回	125件	3件
和歌山県												
鳥取県												
島根県	4カ所	43回	110件		1カ所	10回	41件		3カ所	33回	69件	
岡山県												
広島県												
山口県	9カ所	98回			1カ所	12回			8カ所	86回		
徳島県	8カ所	94回			4カ所	47回			4カ所	47回		
香川県	3カ所	55回	83件	16件					3カ所	55回	83件	16件
愛媛県	7カ所	84回							7カ所	84回		
高知県	5カ所	70回			1カ所	16回			4カ所	54回		
福岡県												
佐賀県	5カ所	58回	49件	28件					5カ所	58回	49件	28件
長崎県	4カ所	39回	46件	34件	1カ所	2回	4件		3カ所	37回	42件	34件
熊本県	9カ所	108回	118件	15件					9カ所	108回	118件	15件
大分県	6カ所	106回	93件	2件	1カ所	14回	12件	2件	5カ所	92回	81件	
宮崎県												
鹿児島県	12カ所	164回	160件						12カ所	164回	160件	
沖縄県												

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				就職相談会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	10カ所	267回	63件	3件	125カ所	163回	1,672件	198件	125カ所	144回	640件	32件
平均	3カ所	67回	21件	3件	10カ所	13回	152件	33件	6カ所	7回	43件	8件
取り組みC数	4				13				22			
北海道									6カ所	6回	93件	
青森県					3カ所	10回	97件	23件	2カ所	2回	43件	7件
岩手県	4カ所	168回							6カ所	7回		
宮城県					1カ所	1回	1件					
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県									6カ所	8回	11件	
栃木県					5カ所	5回	36件		1カ所	1回	5件	
群馬県	1カ所	5回	6件	3件								
埼玉県												
千葉県												
東京都	1カ所	24回	16件									
神奈川県												
新潟県					1カ所	1回	20件		9カ所	10回	70件	7件
富山県									1カ所	5回	7件	
石川県					9カ所	15回	140件	61件	3カ所	7回	19件	
福井県												
山梨県												
長野県									13カ所	13回		
岐阜県												
静岡県									3カ所	3回	24件	
愛知県									2カ所	2回	3件	
三重県					2カ所	5回			10カ所	12回		
滋賀県												
京都府					7カ所	8回	277件		6カ所	8回	71件	
大阪府									24カ所	24回	105件	
兵庫県	4カ所	70回	41件						11カ所	11回	161件	
奈良県					8カ所	17回	148件	7件				
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									8カ所	8回		
徳島県									2カ所	2回		
香川県												
愛媛県												
高知県					20カ所	27回		45件	2カ所	2回		
福岡県												
佐賀県					1カ所	1回	25件	25件				
長崎県									5カ所	5回	9件	4件
熊本県					1カ所	1回	7件		1カ所	2回		
大分県					4カ所	4回	47件	37件	3カ所	5回	5件	
宮崎県												
鹿児島県					63カ所	68回	874件					
沖縄県									1カ所	1回	14件	14件

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

参考）出張相談と窓口相談の比較

都道府県名	その他				出張個別相談合計				センター窓口 個別相談合計	
	カ所数	延べ 回数	延べ相談 受付数	求職 登録数	カ所数	延べ 回数	延べ相談 受付数	求職 登録数	延べ相談 受付数	求職 登録数
合計	86カ所	405回	1,067件	65件	605カ所	4,133回	8,020件	817件	24,122件	3,614件
平均	5カ所	23回	63件	7件	16カ所	109回	259件	45件	3,015件	904件
取り組みC数	18				38				8	
北海道	3カ所	3回	30件		14カ所	42回	193件			
青森県					6カ所	24回	149件	30件	685件	439件
岩手県	24カ所	93回	60件		43カ所	413回	60件			
宮城県					11カ所	101回	602件	58件		
秋田県					9カ所	108回	64件			
山形県					8カ所	110回	313件	109件		
福島県										
茨城県	9カ所	12回	13件	2件	28カ所	162回	164件	26件		
栃木県	4カ所	24回	26件		21カ所	217回	362件			
群馬県	1カ所	12回	12件	3件	5カ所	45回	50件	22件		
埼玉県										
千葉県					13カ所	147回	379件		5,471件	
東京都					6カ所	140回	186件			
神奈川県										
新潟県	6カ所	27回	48件	8件	24カ所	79回	228件	21件	2,199件	
富山県					7カ所	113回	125件			
石川県	9カ所	9回	55件		30カ所	149回	331件	66件		
福井県	2カ所	33回	16件		4カ所	68回	26件			
山梨県					8カ所	82回				
長野県					13カ所	13回				
岐阜県										
静岡県	6カ所	7回	483件	5件	24カ所	136回	877件	192件		
愛知県					19カ所	205回	643件			
三重県					22カ所	109回				
滋賀県	3カ所	36回	7件	3件	5カ所	55回	8件	3件		
京都府					14カ所	20回	361件	10件	7,768件	1,629件
大阪府	2カ所	20回	47件		33カ所	91回	270件			
兵庫県					25カ所	189回	399件		2,257件	
奈良県	2カ所	39回	25件	7件	15カ所	180回	345件	23件	1,532件	358件
和歌山県										
鳥取県										
島根県	1カ所	10回	50件		5カ所	53回	160件		3,933件	1,188件
岡山県	1カ所	1回	1件		1カ所	1回	1件			
広島県										
山口県					17カ所	106回				
徳島県					10カ所	96回				
香川県	2カ所	35回	75件	26件	5カ所	90回	158件	42件		
愛媛県					7カ所	84回				
高知県	6カ所	6回		9件	33カ所	105回		54件		
福岡県									277件	
佐賀県					6カ所	59回	74件	53件		
長崎県	2カ所	2回	33件	2件	11カ所	46回	88件	40件		
熊本県	3カ所	36回	86件		14カ所	147回	211件	15件		
大分県					13カ所	115回	145件	39件		
宮崎県										
鹿児島県					75カ所	232回	1,034件			
沖縄県					1カ所	1回	14件	14件		

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	ハローワーク				うち 拠点ハローワーク				うち 拠点以外のハローワーク			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	79カ所	573回	3,643件	213件	29カ所	121回	812件	54件	50カ所	452回	2,831件	159件
平均	5カ所	34回	260件	71件	2カ所	9回	90件	27件	5カ所	45回	283件	53件
取り組みC数	17				14				10			
北海道	5カ所	39回	175件		1カ所	7回	11件		4カ所	32回	164件	
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県	1カ所	12回	21件						1カ所	12回	21件	
山形県												
福島県												
茨城県	1カ所	2回	18件		1カ所	2回	18件					
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	8カ所	8回			8カ所	8回						
東京都	3カ所	6回			2カ所	2回			1カ所	4回		
神奈川県												
新潟県	4カ所	35回	297件	7件					4カ所	35回	297件	7件
富山県	5カ所	57回	322件						5カ所	57回	322件	
石川県	9カ所	80回	280件		1カ所	8回	43件		8カ所	72回	237件	
福井県	2カ所	18回	195件		1カ所	12回	128件		1カ所	6回	67件	
山梨県	1カ所	11回	42件		1カ所	11回	42件					
長野県	13カ所	119回	800件		1カ所				12カ所	119回	800件	
岐阜県												
静岡県	14カ所	120回	369件	187件	2カ所	24回	94件	40件	12カ所	96回	275件	147件
愛知県												
三重県												
滋賀県	3カ所	31回	304件	19件	1カ所	12回	105件	14件	2カ所	19回	199件	5件
京都府												
大阪府	6カ所	8回	449件		6カ所	8回					449件	
兵庫県	2カ所	13回	216件		2カ所	13回	216件					
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県	1カ所	2回			1カ所	2回						
徳島県												
香川県	1カ所	12回	155件		1カ所	12回	155件					
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				就職相談会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計					151カ所	250回	2,730件	475件	32カ所	45回	867件	1件
平均	-	-	-	-	9カ所	15回	210件	79件	5カ所	8回	173件	1件
取り組みC数	-				17				6			
北海道												
青森県												
岩手県					22カ所	78回						
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県					7カ所	11回	209件	147件				
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都					10カ所	14回			4カ所	10回		
神奈川県												
新潟県					4カ所	8回	153件					
富山県					5カ所	7回	97件	58件				
石川県												
福井県					1カ所	6回	6件					
山梨県												
長野県									6カ所	10回	492件	
岐阜県												
静岡県					10カ所	12回	480件	66件	3カ所	3回	16件	1件
愛知県					3カ所	3回	202件					
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					11カ所	13回	410件		6カ所	9回	201件	
兵庫県					7カ所	9回	268件					
奈良県					5カ所	12回	155件	133件				
和歌山県												
鳥取県												
島根県					49カ所	49回	553件		9カ所	9回	76件	
岡山県												
広島県												
山口県					4カ所	5回						
徳島県					3カ所	10回						
香川県					5カ所	5回	85件	45件				
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県					1カ所	1回	27件		4カ所	4回	82件	
長崎県					4カ所	7回	85件	26件				
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	その他				セミナー・講演会合計			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	9カ所	20回	244件	14件	271カ所	888回	7,484件	703件
平均	2カ所	5回	81件	7件	11カ所	36回	374件	88件
取り組みC数	4				25			
北海道					5カ所	39回	175件	
青森県								
岩手県					22カ所	78回		
宮城県								
秋田県					1カ所	12回	21件	
山形県								
福島県								
茨城県					1カ所	2回	18件	
栃木県					7カ所	11回	209件	147件
群馬県								
埼玉県								
千葉県					8カ所	8回		
東京都	1カ所	1回			18カ所	31回		
神奈川県								
新潟県					8カ所	43回	450件	7件
富山県					10カ所	64回	419件	58件
石川県					9カ所	80回	280件	
福井県					3カ所	24回	201件	
山梨県					1カ所	11回	42件	
長野県					19カ所	129回	1,292件	
岐阜県								
静岡県					27カ所	135回	865件	254件
愛知県					3カ所	3回	202件	
三重県								
滋賀県	1カ所	12回	121件	11件	4カ所	43回	425件	30件
京都府								
大阪府	1カ所	1回	23件		24カ所	31回	1,083件	
兵庫県					9カ所	22回	484件	
奈良県					5カ所	12回	155件	133件
和歌山県								
鳥取県								
島根県					58カ所	58回	629件	
岡山県								
広島県								
山口県					5カ所	7回		
徳島県					3カ所	10回		
香川県	6カ所	6回	100件	3件	12カ所	23回	340件	48件
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県					5カ所	5回	109件	
長崎県					4カ所	7回	85件	26件
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

説明会・面接会合計			
カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
69カ所	100回	4,816件	742件
4カ所	6回	301件	74件
18		18	
5カ所	5回	108件	6件
2カ所	3回	83件	56件
13カ所	13回	1,038件	141件
5カ所	7回	243件	243件
4カ所	5回	653件	25件
6カ所	32回	967件	115件
1カ所	2回	413件	
7カ所	7回	452件	
1カ所	1回	50件	
1カ所	1回		
2カ所	2回		
1カ所	1回	76件	
4カ所	4回	18件	9件
8カ所	8回	86件	
4カ所	4回	277件	2件
2カ所	2回	201件	32件
2カ所	2回	38件	
1カ所	1回	113件	113件

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ② 求人事業所相談等支援実施状況（キャリア支援専門員による出張相談）

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外			計		
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	うち 社会福祉法人			カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
カ所数				延べ回数	開拓求人数							
合計	4,309カ所	5,746回	163人	1,239カ所	1,552回	52人	525カ所	1,014回	-	4,834カ所	6,760回	163人
平均	144カ所	185回	23人	59カ所	74回	9人	105カ所	169回	-	161カ所	218回	23人
取り組みC数	31			21			6			31		
北海道												
青森県	190カ所	190回		139カ所	139回					190カ所	190回	
岩手県	552カ所	552回		175カ所	175回					552カ所	552回	
宮城県	160カ所	195回		103カ所	127回					160カ所	195回	
秋田県		550回						440回			990回	
山形県												
福島県												
茨城県	42カ所	42回		24カ所	24回					42カ所	42回	
栃木県	29カ所	29回								29カ所	29回	
群馬県	89カ所	89回	13人	73カ所	73回	9人				89カ所	89回	13人
埼玉県												
千葉県	24カ所	24回		24カ所	24回					24カ所	24回	
東京都												
神奈川県	48カ所	50回		47カ所	49回					48カ所	50回	
新潟県	28カ所	28回		28カ所	28回					28カ所	28回	
富山県	11カ所	11回		4カ所	4回					11カ所	11回	
石川県												
福井県	149カ所	553回		75カ所	306回					149カ所	553回	
山梨県	51カ所	51回					47カ所	47回		98カ所	98回	
長野県	751カ所	751回					132カ所	132回		883カ所	883回	
岐阜県	97カ所	97回		45カ所	45回					97カ所	97回	
静岡県	232カ所	232回	7人	134カ所	134回	2人				232カ所	232回	7人
愛知県	63カ所									63カ所		
三重県	141カ所	141回		75カ所	75回					141カ所	141回	
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	41カ所	43回	43人	31カ所	33回					41カ所	43回	43人
奈良県	120カ所	143回	19人	75カ所	89回	10人				120カ所	143回	19人
和歌山県	99カ所	124回		56カ所	73回		80カ所	118回		179カ所	242回	
鳥取県												
島根県	234カ所	234回								234カ所	234回	
岡山県												
広島県												
山口県	103カ所	103回								103カ所	103回	
徳島県												
香川県	18カ所	22回	77人	4カ所	5回	29人				18カ所	22回	77人
愛媛県	21カ所	21回		9カ所	9回					21カ所	21回	
高知県	238カ所	238回								238カ所	238回	
福岡県		109回									109回	
佐賀県	17カ所	17回		14カ所	14回		8カ所	8回		25カ所	25回	
長崎県	125カ所	147回	3人	92カ所	114回	1人				125カ所	147回	3人
熊本県	14カ所	14回	1人	12カ所	12回	1人				14カ所	14回	1人
大分県	112カ所	353回								112カ所	353回	
宮崎県												
鹿児島県	510カ所	593回					258カ所	269回		768カ所	862回	
沖縄県												

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成30年度実績）

#### ② 求人事業所相談等支援実施状況（事業所向けアドバイザーによる出張相談）

都道府県名	経営計画策定支援		採用計画策定支援		人事制度構築支援		職員研修支援		各種規程類作成支援		その他		計	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	11カ所	11回	2カ所	2回	16カ所	27回	82カ所	83回	16カ所	19回	31カ所	35回	158カ所	177回
平均	3カ所	3回	1カ所	1回	4カ所	7回	21カ所	21回	4カ所	5回	4カ所	5回	37カ所	41回
取り組みC数	4		2		4		4		4		7		25	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県							4カ所	5回					4カ所	5回
秋田県											5カ所	5回	5カ所	5回
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県					3カ所	3回			8カ所	11回	2カ所	3回	13カ所	17回
富山県														
石川県	6カ所	6回							5カ所	5回	1カ所	1回	12カ所	12回
福井県					1カ所	1回	1カ所	1回			2カ所	3回	4カ所	5回
山梨県														
長野県	1カ所	1回					5カ所	5回	2カ所	2回	4カ所	4回	12カ所	12回
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県	3カ所	3回	1カ所	1回					1カ所	1回	11カ所	11回	16カ所	16回
滋賀県							72カ所	72回					72カ所	72回
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県					7カ所	13回					6カ所	8回	13カ所	21回
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県	1カ所	1回	1カ所	1回	5カ所	10回							7カ所	12回
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

## ○福利厚生センター関係資料

### 都道府県事務局（業務受託団体）一覧

（2020年2月現在）

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5524
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0928	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

## 福利厚生センターサービスメニュー一覧(2020年度)

### 健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

### 慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

### 万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

### 資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修
- 資格取得記念品贈呈

### 余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- 提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

### 情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウエルクラブFAXニュース

### 生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウエル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

### 地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

### ソウエルクラブ “クラブオフ”

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等200,000以上のメニューが優待利用



# ソウェルクラブのサービスメニュー一覧

(2020年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容
健康管理事業	●生活習慣病予防健診費用助成※	検査項目に応じて、1人当たり 2,800円～4,000円 (乳がん・子宮がん検診は800円を限度に加算)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合にも助成
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる品目の中から希望する1品を給付
	電話健康相談	相談無料 通話料無料	・24時間365日、無料でいつでも電話で健康・医療相談、メンタルヘルス相談
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・コナミスポーツ・ルネサンスは法人会員料金で利用、カーブス入会金66%OFF
	●会員の死亡	60万円	
	● " "	180万円 (就業中・通勤時の事故の場合)	
	●会員の配偶者の死亡	10万円	
任意保険	●高度障害見舞金	60万円	・会員が事故や病気により保険会社の定める高度障害(ただし、70歳6か月まで)が生じた場合
	●後遺障害見舞金	最高120万円 (就業中・通勤時の事故が原因)	・就業中・通勤時の事故が原因で後遺障害が生じた場合
	●入院手術見舞金	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合、手術を行った場合には損害保険会社の認定した手術内容に基づき支給
	●災害(法人)	1法人当たり 20万円	・災害救助法適用地域内に所在する建物又は住居が半壊以上又は床上浸水以上の被害を被った場合
	● " (会員)	1人当たり 第1種会員 2万円 第2種会員 1万円	
	任意加入の保険		任意に加入できる、お手頃な掛金で加入できる保険
	●ソウェル団体生命・医療保障・積立年金保険	優良割引が適用 3つの保障を別々に選べる	・団体生命保険(万一の死亡・所定の高度障がいにも備える保険) 配偶者・お子様も加入が可能 ・医療保障保険(病気やケガによる入院に備える保険) ・積立年金保険(老後の生活資金に備える保険)
ソウェル傷害保険	団体割引、損害率による割引	事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険	
ソウェル入院保険	団体割引、損害率による割引	病気・ケガによる入院等を補償する保険	
ソウェルがん保険	団体割引、損害率による割引	がんに限定した保険、がんて入院1日目から何日間でも補償	
贈呈事業	永年勤続記念品※	記念品の贈呈	・第1種会員(勤続満5年から30年勤続まで5年刻みで贈呈) ・第2種会員(勤続満5年の贈呈)
	●長期勤続者退職慰労記念品※	記念品の贈呈	・同一法人に通算して35年以上勤務した第1種会員の退職時に記念品を贈呈
	●結婚お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員が結婚した場合に贈呈
	●出産お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	●入学お祝品	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員の子が小学校、中学校に入学した場合に贈呈
研修事業	資格取得記念品※	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈
	●海外研修	・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・ホテルは4つ星クラス	・2コース(老人・障害・児童福祉のコース) 8日間 参加募集各20名 11月又は12月実施予定
	広報講習会	・講習受講料及び教材費無料	・広報の役割、広報誌の作成方法を学習
	レクリエーション・リーダー養成講習会		・職場で活かせるレクリエーションについて実践的に学ぶ
	接客講習会		・電話対応、接客方法等の接客マナーについて学ぶ
	メンタルヘルス講習会		・職場におけるメンタルヘルス対策について事例検討、体験学習を通じて学ぶ
パソコン講習	・パソコンの主要ソフト(エクセル等)について、インターネットにより家庭等で学ぶ(e-ラーニング)		
特別講習会 ディズニーアカデミー他	・ディズニーアカデミーは講習受講料一部参加者負担あり	・ニーズに応える講習会を随時開催 ディズニーアカデミー、OJTスキルアップ、e-ラーニング(コンプライアンス、メンタルヘルス)	
ローン	特別提携住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 1億円	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%割安
	特別資金ローン	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より3.0%程割安
余暇活用事業	●クラブ・サークル活動助成※	1人当たり 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成
	●指定保養所		
	・KKR宿泊施設	優待料金に加え	・KKR宿泊施設(国家公務員共済組合連合会)
	・休暇村	10%割引に加え	・休暇村
	・グリーンピア	5%割引(大沼・津南は10%割引)に加え	・グリーンピア
	・ダイワロイヤルホテルズ	特別優待料金に加え	・ダイワロイヤルホテルズ
	●第1種会員は割引+1人1泊2,500円引き(2種会員は割引のみ)		
	会員制リゾート施設		
	セラヴィリゾート泉郷	会員料金	・会員制リゾートホテル・別荘
	ラフォーレ倶楽部	会員料金	・会員制リゾートホテル
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～40%割引	・提携宿泊施設の割引利用
	レンタカー	会員割引 最高59%割引	・ニッポンレンタカー、日産レンタカー、オリックスレンタカー、タイムズカーレンタル、Jネットレンタカーなど
	会員交流	掛金の一部を事業に充てることにより、参加費が割安	・都道府県事務局が主催する会員同士の親睦、リフレッシュを図る会員交流事業を実施(観劇、コンサート、スポーツ観戦、映画、国内旅行、テーマパーク、テーブルマナーなど)
	地域開発メニュー	レジャー施設、生活関連施設の割引利用	・都道府県事務局が地域において、割安なメニューを開発
ソウェルクラブ“クラブオフ”	優待料金	・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り湯、レジャー施設、グルメなど200,000以上のメニュー	
その他の事業	通信販売	会員割引 5%～15%割引	・ウイズカウネット(文具・事務用品)10%割引、ソウェルWEB書店5～15%割引
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、通信教育など
	ショッピングなど	会員割引 5～50%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、住宅建築、引越サービスなど
	情報提供など	ホームページ	http://www.sowel.or.jp
		ソウェルクラブニュース(FAX)	毎月1回、全事業所に配布
	情報誌「ソウェルクラブ」の発行	年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配布	
	ハンドブックの発行	全会員に配布	
	事務マニュアル	各事業所に配布	
	オリジナル手帳	サービス概要入りの手帳を希望する会員に配布	
	オリジナルカレンダー	書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布	

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は、全ての会員が利用できるサービスです。

(ただし、※印の事業については、会員番号“019”で始まる会員はご利用になれません。)

○都道府県別加入状況（2019年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	811	45,170	907	89.4%
青森県	75	4,286	522	14.4%
岩手県	65	4,037	334	19.5%
宮城県	45	3,472	260	17.3%
秋田県	73	4,542	227	32.2%
山形県	109	6,578	245	44.5%
福島県	93	5,463	293	31.7%
茨城県	120	6,108	502	23.9%
栃木県	82	3,797	347	23.6%
群馬県	103	4,496	497	20.7%
埼玉県	140	7,673	840	16.7%
千葉県	86	4,322	670	12.8%
東京都	301	23,904	1,069	28.2%
神奈川県	60	3,588	793	7.6%
新潟県	50	4,118	440	11.4%
富山県	100	6,535	202	49.5%
石川県	64	3,390	308	20.8%
福井県	55	3,106	218	25.2%
山梨県	30	1,272	245	12.2%
長野県	61	3,054	348	17.5%
岐阜県	96	5,630	299	32.1%
静岡県	114	4,805	458	24.9%
愛知県	111	8,795	657	16.9%
三重県	139	7,261	315	44.1%
滋賀県	57	2,715	259	22.0%
京都府	86	4,487	470	18.3%
大阪府	78	6,097	1,191	6.5%
兵庫県	81	3,605	787	10.3%
奈良県	50	2,400	226	22.1%
和歌山県	52	1,981	218	23.9%
鳥取県	25	1,116	110	22.7%
島根県	15	645	266	5.6%
岡山県	64	5,687	367	17.4%
広島県	124	13,249	456	27.2%
山口県	71	4,601	307	23.1%
徳島県	70	3,027	175	40.0%
香川県	84	4,239	192	43.8%
愛媛県	65	5,036	216	30.1%
高知県	45	1,580	195	23.1%
福岡県	154	7,936	1,152	13.4%
佐賀県	38	1,864	245	15.5%
長崎県	89	4,917	532	16.7%
熊本県	92	3,804	667	13.8%
大分県	69	3,740	342	20.2%
宮崎県	65	3,992	384	16.9%
鹿児島県	52	2,762	593	8.8%
沖縄県	109	3,874	472	23.1%
合計	4,618	268,756	20,818	22.2%

資料：社会福祉法人数は、福祉医療機構調べ（2018年度現在）による法人数。

# 「地方公共団体推薦入試」を実施

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試から、「地方公共団体推薦入試」制度を実施しております。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

## 特 徴

- ① わが国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年（木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり）
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金（入学金、授業料等）：1年間合計約112万円（2年間の長期履修の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）を取得
- ⑥ 筆記試験が免除されます（選抜方法：書類審査、個別面接審査）
- ⑦ 木・金曜日の講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）で行い、土曜日の講義は文京キャンパスと清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約5分）で行います。
- ⑧ 専門実践教育訓練給付金の講座に指定されました。  
標準年限履修（1年履修）の場合、一定の要件を満たす方に56万円を給付。  
（詳細は厚生労働省等のwebページをご確認ください）

## 教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改善と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<https://www.jcsw.ac.jp/>

## 時間割

### ≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

### ≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

## これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

## 学費 (令和2年度) (2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

## 地方公共団体推薦入試

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査 (9:00～) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (令和2年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料
	第2期	1/26(日)	12/16(月)～1/10(金)	2/12(水)正午	2/13(木)～2/19(水)	
	第3期	3/7(土)	1/14(火)～2/12(水)	3/12(木)正午	3/14(土)～3/19(木)	
	第4期	3/15(日)	2/25(火)～3/6(金)	3/15(日)17:00	3/16(月)～3/19(木)	

※筆記試験が免除されます。

## 願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <https://www.jcsw.ac.jp/>

# 中央福祉学院において実施する研修（令和2年度）

## 参考資料14

### 令和2年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔集合研修4日〕	【集合研修開催日程】 ①R2. 6. 28(日)～7. 1(水) ②R2. 7. 8(水)～7. 11(土) ③R2. 7. 18(土)～7. 21(火) ④R2. 8. 21(金)～8. 24(月) ⑤R2. 9. 30(水)～10. 3(土) ⑥R2. 10. 18(日)～10. 21(水) ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	R2. 4. 9(木) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 ①R2. 11. 21(土)～11. 25(水) ④R3. 1. 20(水)～1. 24(日) ②R2. 12. 12(土)～12. 16(水) ⑤R3. 1. 28(木)～2. 1(月) ③R3. 1. 12(火)～1. 16(土) ⑥R3. 2. 13(土)～2. 17(水) ※民間施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者  (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース R2. 7. 28(火)～7. 30(木) (2) 人事管理コース R2. 10. 12(月)～10. 14(水)	R2. 6. 26(金) R2. 9. 11(金) 中央福祉学院まで
	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2020年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 R2. 10. 22(木)～10. 26(月)
5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R2. 5. 15(金)～5. 17(日)	R2. 4. 10(金) 中央福祉学院まで	

※都合により変更する場合があります。

令和2年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉士専任資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉士専任として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士専任任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2回	3,900人	1年 [集合研修5日]	別途「開催要綱」等にて通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての真実的要件を満たしていない者	1回	700人	1年 [集合研修5日]	【集合研修開催日程】 ①R2.11.21(土)～11.25(水) ②R2.12.12(土)～12.16(水) ③R3.1.12(火)～1.16(土) ④R3.1.20(水)～1.24(日) ⑤R3.1.28(木)～2.1(月) ⑥R3.2.13(土)～2.17(水) ※公立施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号、5号、8号、9号、12号のいずれかに該当する者	1回	[第7期] 560人	9カ月 [集合研修2日×4回] [要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日]	【集合研修日程・会場】 R2年 東京A①5.30(土)～31(日) ②6.13(土)～14(日) ③9.12(土)～13(日) ④9.26(土)～27(日) 東京B①6.06(土)～07(日) ②6.20(土)～21(日) ③9.19(土)～20(日) ④10.3(土)～4(日) 神戸 ①5.16(土)～17(日) ②6.27(土)～28(日) ③8.22(土)～23(日) ④9.05(土)～16(日) D77AA①2.4.25(土)～28(火) ③4.8.07(金)～10(月・祝) D77AB①2.5.23(土)～26(火) ③4.8.28(金)～31(月) 実習SC (D77A) ①4.22(水)～24(金) ②11.5(木)～6(金) 東京：(新豊が関ビル)、神戸(三宮研修センター)、 ロフトオス：中央福祉学院(神奈川県葉山町)
4 介護職員実務者研修通信課程	介護福祉に関する必要な知識や技術を教授し、介護人材を養成すると同時に介護福祉士国家試験の受験資格を取得させる。	介護業務に従事 または従事する予定の者で、介護福祉に関する技能向上や介護福祉士の資格取得を目指す者	1回	[第5期] 297人	4カ月～9カ月	各スクーリングは社会福祉協議会(8府県市)にて設定する。
5 福祉施設長専門講座 [通信課程]	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	[第45期] 200人	1年 [集合研修4日×2回]	①R2.7.4(土)～7.7(火) ②R3.2.6(土)～2.9(火)
6 社会福祉法人会計実務講座 [通信課程]	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基礎」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1回	1,000人	6カ月 [集合研修3日]	R2.8.25(火)～8.27(木)：入門コース R2.10.15(木)～10.17(土)：初級コースA R2.11.14(土)～11.16(月)：上級コース R2.11.26(木)～11.28(土)：中級コース(施設会計) R2.12.19(土)～12.21(月)：中級コース(社協会計) R2.12.22(火)～12.24(木)：初級コースB
7 都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	R2.9.6(日)～9.8(火)
8 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	70人	3日	R2.7.12(日)～7.14(火)
9 都道府県・指定都市社会福祉協議会 中堅職員(Ⅱ・Ⅲ)研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等 〔中堅職員Ⅱ：経歴年数10～14年を想定〕 〔中堅職員Ⅲ：経歴年数15年以上を想定〕	1回	Ⅱ：60人 Ⅲ：60人	3日	R3.2.10(水)～2.12(金) ※同日開催
10 都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	60人	3日	R2.4.29(水)～R2.5.1(金)
11 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)〔第2回〕 社会福祉法人・施設・社協で「職場研修」(人材育成)を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成コース『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2回 (2) 1回	(1) 各80人 (2) 10人	(1) 3日 (2) 4日	①R2.6.11(木)～6.13(土) ②R3.2.26(金)～2.28(日) (2) R2.6.11(木)～6.14(日) ※職場研修担当者研修会(第1回)と同時開催
12 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1回	120人	3日	R3.1.17(日)～1.19(火)
13 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 上級管理職員研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等習得させる。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1回	60人	2日	R2.12.10(木)～12.11(金)

※都合により変更する場合があります。

## 国立保健医療科学院において実施する研修（令和2年度）

令和2年1月31日 現在

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設 および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等）の指導・監督に必要となる知識・技能を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等）の指導・監督に必要となる知識・技能を修得することを目的とします。	160人 (各80人)	2020.5.13(水) ～5.15(金)
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可・運営、経理の指導・監督に必要となる知識・技能を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可・運営、経理の指導・監督に必要となる知識・技能を修得することを目的とします。	80人	2020.6.10(水) ～6.12(金)
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	地方公共団体において、福祉事務所長として業務に従事する者	80人	2020.6.24(水) ～6.26(金)
ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設の施設整備担当者 (2) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設のサービスマネジメント担当者	100名 (1)50名 (2)50名	2020.7.1(水) ～7.3(金)
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市における生活保護（生活困窮者）の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における生活保護の推進に資するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護（生活困窮者）の自立支援に関する事業を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員	30人	2020.9.14(月) ～9.16(水)
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	児童相談所の中堅の児童福祉司・児童心理司・保健師が、より効果的な児童虐待の相談援助を進めるために、多職種・多機関との連携に関する知識・技能を修得することを目的とします。	(1) 児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方 (2) 保健師中堅レベルとしての実務経験があり、現在、児童相談所に勤務している保健師	60人	2020.11.11(水) ～11.13(金)
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害等に関する問題を抱える母子に対する保護支援の充実に向けて、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員が、婦人保護事業やDV被害者支援に必要な知識・手法を習得することを目的とします。とくに、同伴児童、若年女性、性暴力被害者等への保護支援について深く学び、関係機関との連携・協働による事業の改善・向上を目指します。	暴力・虐待の被害等に関する問題を抱える母子に対する保護・支援の指導的職員（婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等）	25人	2020.11.24(火) ～11.26(木)
（問い合わせ先）	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-468-6111 <a href="http://www.niph.go.jp/">http://www.niph.go.jp/</a>			

# 外国人介護人材受入れの仕組み

**EPA（経済連携協定）**  
（インドネシア・フィリピン・ベトナム）

**在留資格「介護」**  
（H29. 9 / 1～）

**技能実習**  
（H29. 11 / 1～）

**特定技能1号**  
（H31. 4 / 1～）

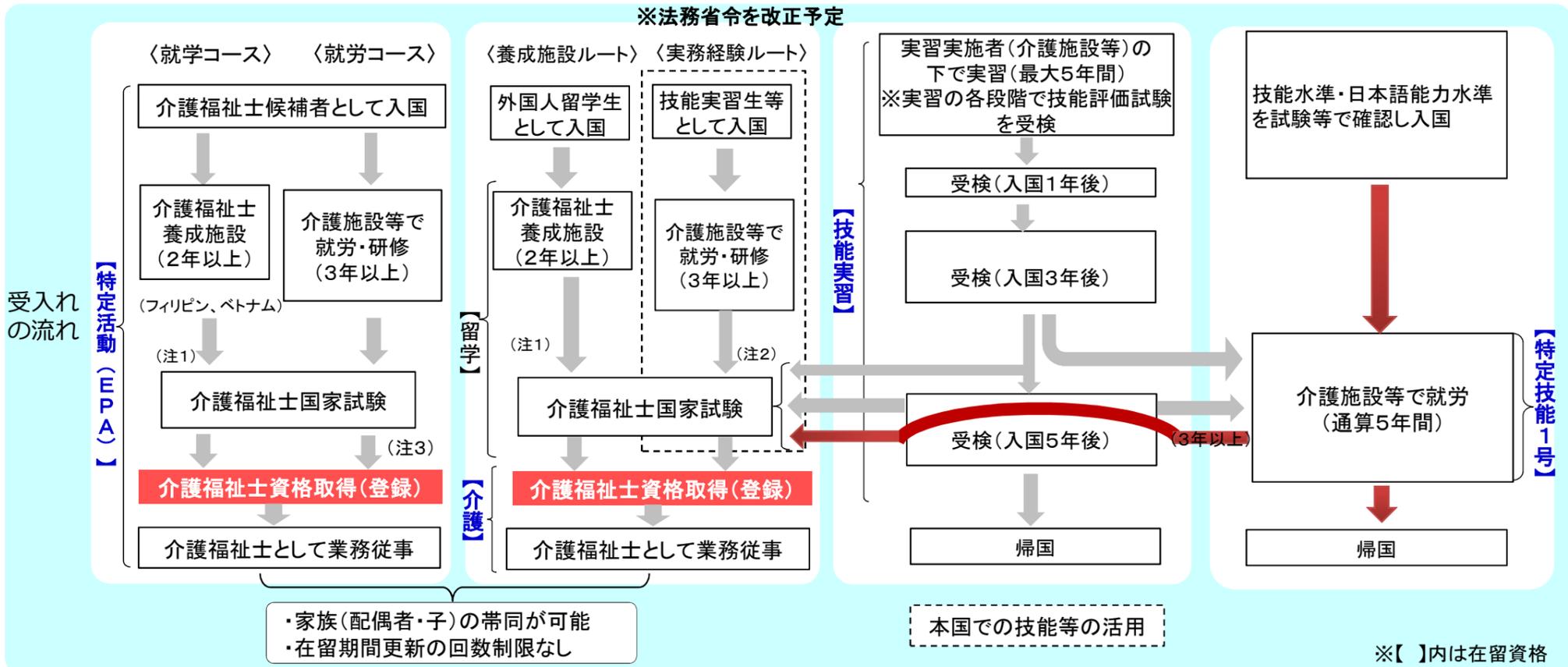
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

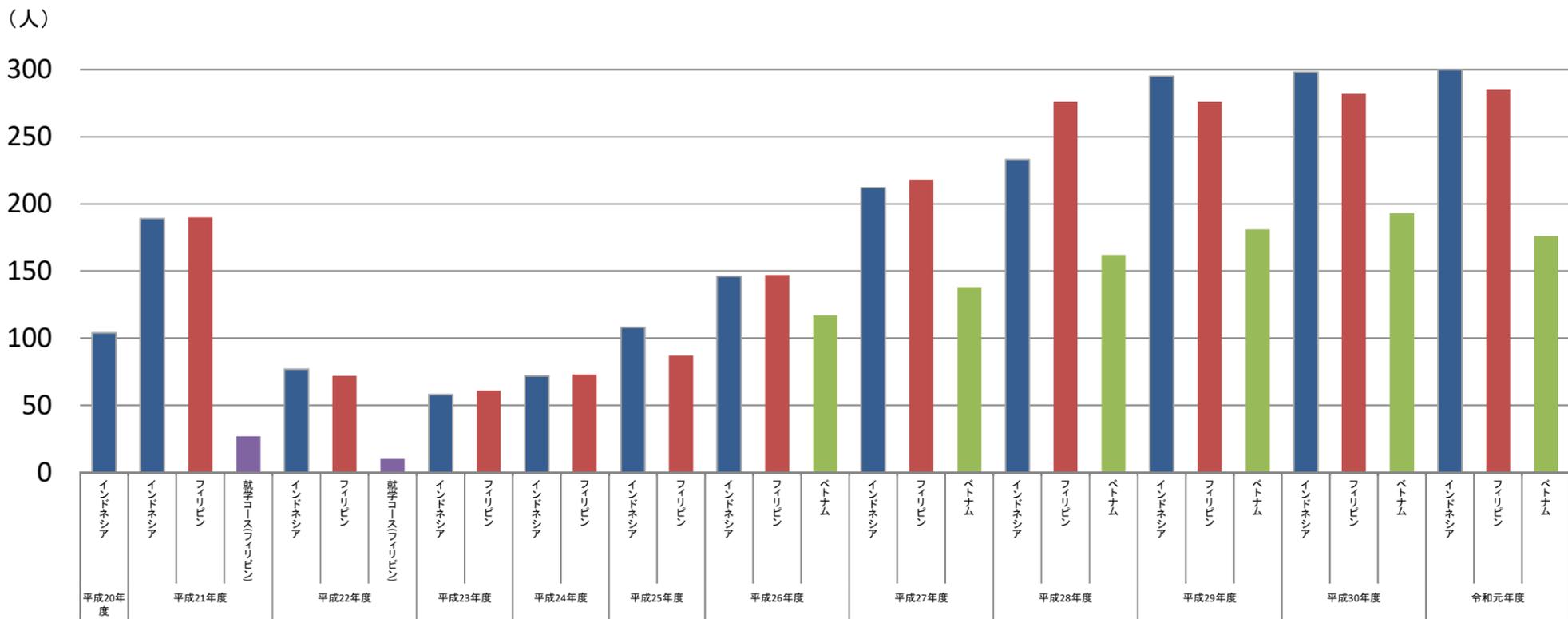
人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。  
 (注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。  
 (注3) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

# 介護福祉士候補者受入れ人数の推移

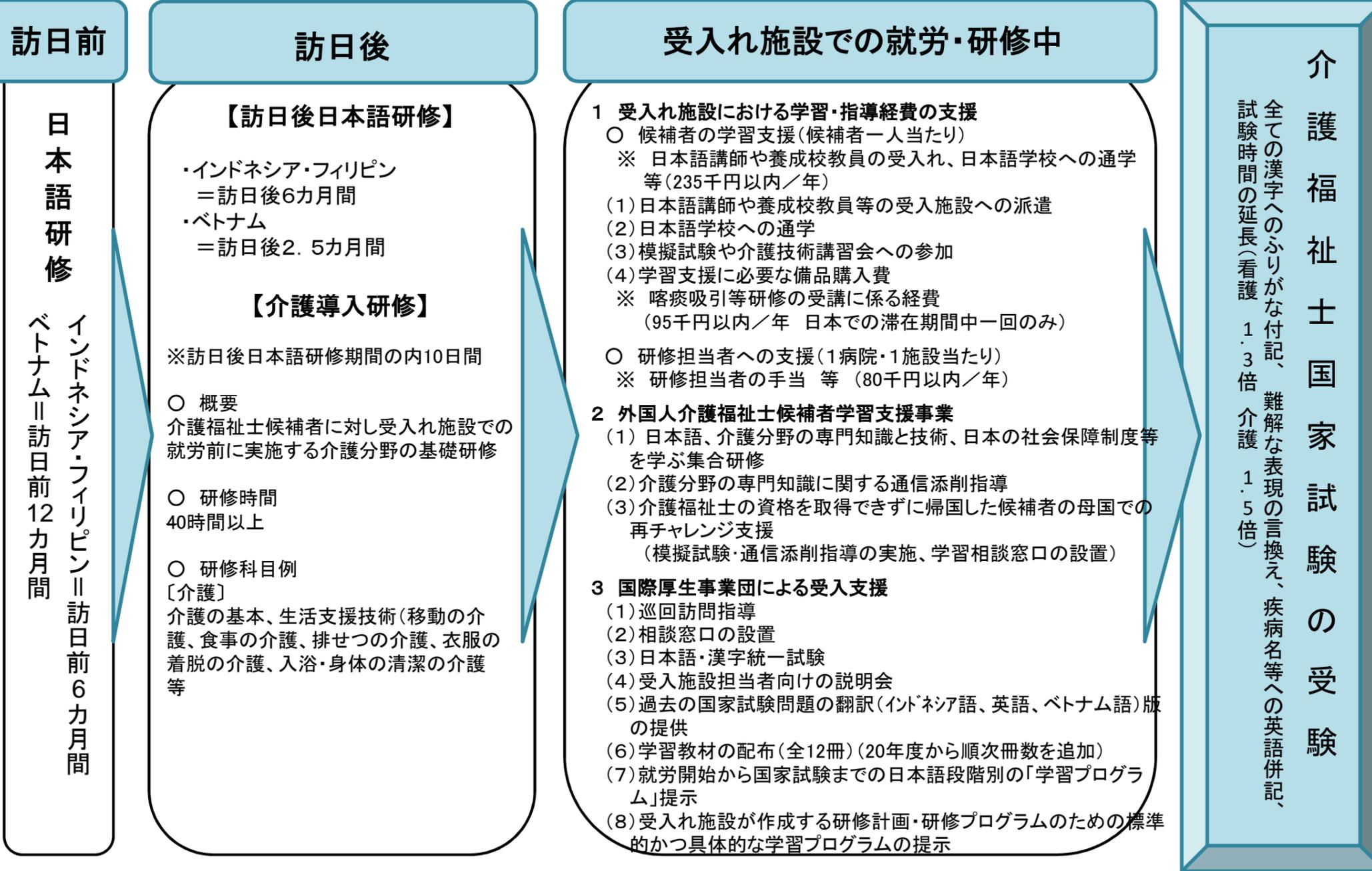
○EPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は5,000人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	2,092
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	285	1,967
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	176	967
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	761	5,026
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。  
 ※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

# 介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮



## 在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

参考資料第18

### 現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者(養成施設ルート)に、在留資格「介護」を決定

### 見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

### 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

#### (参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)(抄)別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)(抄)

活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

## 技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

<b>介護固有要件</b>  <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	<b>コミュニケーション能力の確保</b>	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	<b>適切な実習実施者の対象範囲の設定</b>	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	<b>適切な実習体制の確保</b>	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	<b>監理団体による監理の徹底</b>	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
<b>技能実習評価試験</b>	<b>移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化</b>	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	<b>適切な公的評価システムの構築</b>	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

## 新たな技能実習制度における申請等件数

### 1 監理団体許可（令和2年1月28日現在）

申請件数	許可件数
3,135件（うち介護職種789件）	2,837件（うち介護職種715件） うち一般監理事業（※1） 1,428件（介護職種328件） うち特定監理事業（※2） 1,409件（介護職種387件）

- （※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

### 2 技能実習計画認定（令和元年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	21,703件（うち介護79件）	20,891件（うち介護34件）
団体監理型（※4）	751,116件（うち介護9,228件）	711,422件（うち介護7,661件）
計	772,819件（うち介護9,307件）	732,313件（うち介護7,695件）

- （※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- （※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

## 介護職種の技能実習生の日本語要件 (骨太方針に基づく対応)

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)【抄】

### 4. 新たな外国人材の受入れ

#### (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づく対応

○ EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする(※)。

- ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
- ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

(※)現行は、入国2年目は日本語能力試験「N3」程度が要件とされている。

## 介護関係団体と監理団体の連携事例

### 群馬県の取組

○ 県内の介護分野を扱う監理団体15団体と介護事業者団体、職能団体等による「群馬県介護関連監理団体等連絡協議会」を設置。技能実習制度の適正な実施と技能実習生の円滑な受入れを促進するため、関係者間の情報共有を行っている。

※取組実績: 監理団体と連携し、介護事業者の技能実習生等受入れに向けたセミナーを開催(年4回)

### 愛媛県の取組

○ 県社会福祉協議会に「愛媛県外国人介護人材支援センター」を設置。県内の介護分野を扱う監理団体9団体と介護事業者団体、職能団体、国際交流協会等による「センター運営連携会議」を開催し、関係者間で、技能実習生を含む外国人介護人材の受入れに関する取組状況や課題等を共有し、外国人材の受入れを円滑にするためのネットワークを構築している。

○ 連携会議等の意見を踏まえ、同センターにおいて制度理解や受入環境の向上を図るための研修会や、外国人介護人材相互の交流会等を実施している。

### 技能実習生を受入れる介護事業者・施設の声(監理団体への満足度について)

○ 監理団体から受けているサービスに満足している理由として、実習生と同じ国籍のスタッフが定期的に相談に応じてくれる、通訳者が丁寧にサポートしてくれる、言葉や文化の違いに対するサポートをしてくれる、実習生や事業所が安心できる相談体制がある、日本語学習の支援や技能実習評価試験の対策をしてくれる、質の高い入国後講習を実施しているなどが挙げられている。

○ 一方、満足していない理由として、実習生への管理面(態度が横柄)が強い、実習生へのケアや配慮が不足している、書類の不備が多い、積極的なアドバイスがない、介護分野への理解が足りないなどが挙げられている。

## 分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2	人材基準	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上)  (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3	その他重要事項	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 [1試験区分]
	従事する業務	
	雇用形態	
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

## 技能試験・日本語試験の概要

### 技能試験

#### 「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

### 日本語試験

#### 「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

#### 「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験 (N4以上)」

### 試験の実施状況

- 2019年4月から2020年1月までに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）において試験を実施。国内では、東京・大阪において試験を実施。
- 2019年12月末時点で、介護技能評価試験の受験者数は3,437名（うち合格者数は1,685名）、介護日本語評価試験の受験者数は3,371名（うち合格者数は1,743名）。

#### 《上記以外の国》

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定）の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国等から順次、試験の実施を検討。

# 特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

## 試験の実施状況

### 《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマーにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計1,685名、介護日本語評価試験に計1,743名が合格(2019年4月～12月試験の実績)。

### 《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、日本において、下記の表のとおり実施予定。
- また、ベトナム、中国、タイについても、実施環境が整った国から順次実施。

	フィリピン	カンボジア	インドネシア	ネパール	モンゴル	ミャンマー	日本
2020年 1月	<b>マニラ</b> 9・10・12・ 14・17・19・ 21・24・28・31 <b>セブ</b> 12・14・24・27 <b>ダバオ</b> 16・18	<b>プノンペン</b> 13・14・20・ 21・25・26	<b>ジャカルタ</b> 7・9・15・16・19・ 22・24・26・	<b>カトマンズ</b> 7・8・14・16・ 21・23・28・29			
2月	<b>マニラ</b> 2・6・7・20・23 <b>セブ</b> 2・3・21・24	<b>プノンペン</b> 14・15・ 18・20・	<b>ジャカルタ</b> 2・5・6・8・9・12・ 15・16・18・20・ 25・27	<b>カトマンズ</b> 2・4・6・9		<b>ヤンゴン</b> 21・25・28	
3月	<b>マニラ</b> 1・19 <b>セブ</b> 2・6・9・13・16 <b>ダバオ</b> 12・19	<b>プノンペン</b> 10・14・ 17・19	<b>ジャカルタ</b> 1・510・12・15・ 17・19 <b>スラバヤ</b> 2・4・9・11・16・ 17	<b>カトマンズ</b> 3・5・11・13・15・ 17・19	<b>ウランバートル</b> 1・11・15・17	<b>ヤンゴン</b> 2・7・9・14・ 16・19	全国47都道府県の 会場で随時実施

(注)令和2年2月4日時点。下記試験日程は現時点の予定であり、今後変更もあり得る。

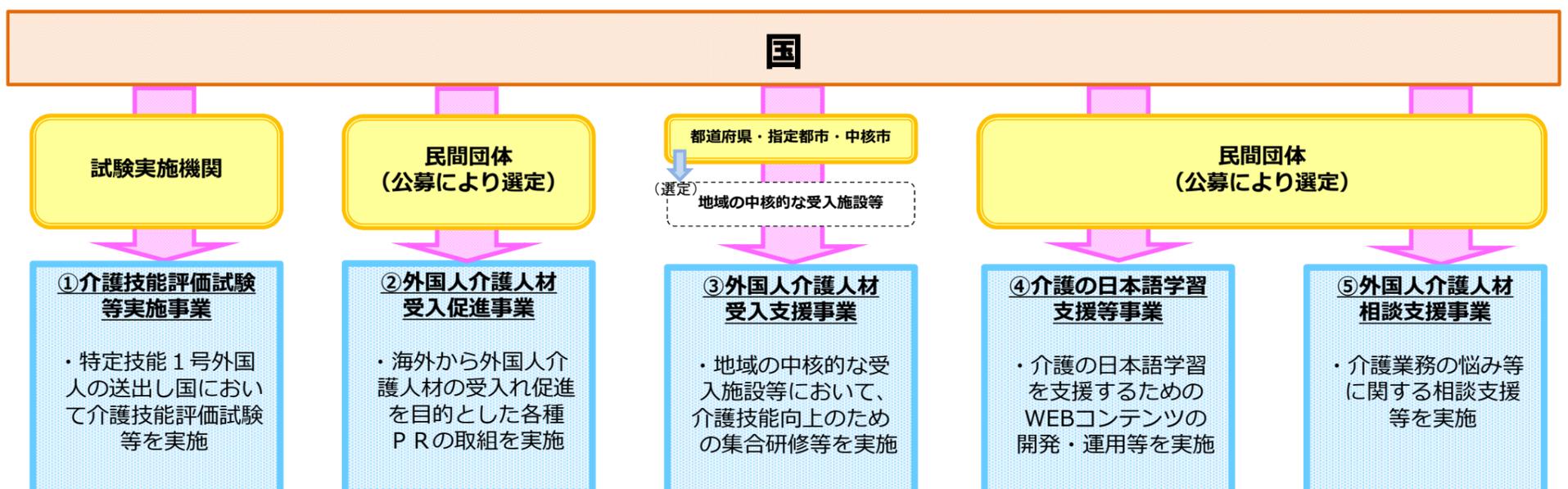
## 参考資料第21

# 令和2年度外国人介護人材受入環境整備事業

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出国において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験等を実施
- ② 外国人介護人材受入を促進するためのPRを実施【新規】
- ③ 介護技能向上のための研修等の実施に対する支援
- ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

### 【事業内容】



## 外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等)等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度予算案】1,101,640千円

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助  
実施主体 試験実施機関

## 1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- ▶試験方式  
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- ▶試験実施対象国
  - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
  - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
  - ※2019年12月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴルにおいて実施済み

## 2. 試験実施に必要な業務の実施

- ▶試験実施対象国の試験会場の手配
- ▶試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- ▶カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- ▶試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況  
(2019年4月～12月までの実績)

●受験者数 介護技能評価試験 3,437名 / 介護日本語評価試験 3,371名  
●合格者数 介護技能評価試験 1,685名 / 介護日本語評価試験 1,743名

# 外国人介護人材受入促進事業

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

補助率 定額補助  
実施主体 試験実施機関

## 1. 現地説明会等を通じた情報発信

- ▶介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。
  - ※例；日本の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

- ▶現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

## 2. WEBやSNSを利用した情報発信

- ▶外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信



※イメージ例（海外PRの取組）

民間団体(補助事業者)

現地説明会や  
現地メディアを  
通じた  
情報発信

WEBサイトや  
SNSを通じた  
日本の介護  
現場等の  
情報提供

海外に日本の介護をPRし、  
介護人材の確保へ

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## ○集合研修の実施等

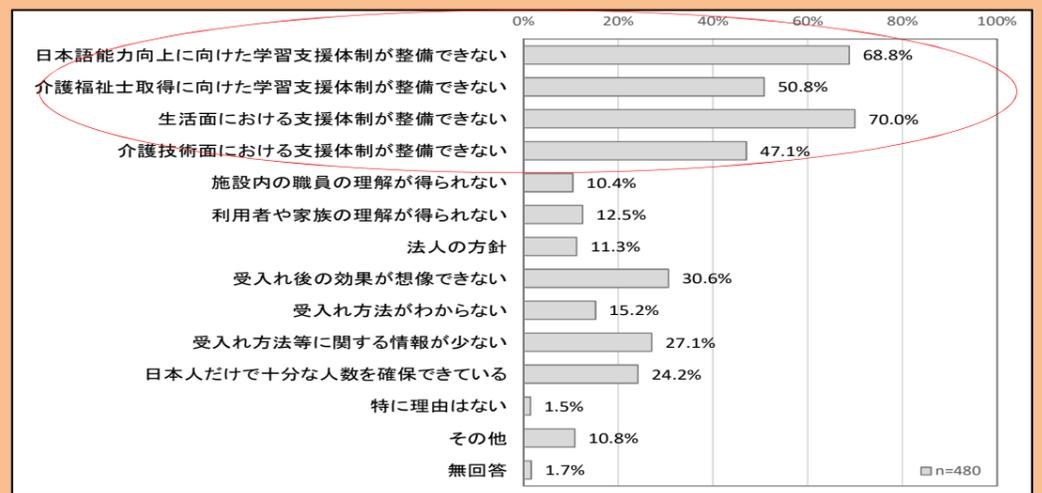
補助率：定額補助  
 実施主体：  
 直接補助 都道府県、指定都市、中核市（民間団体へ委託可）  
 間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- ▶ 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。  
 ※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
- ▶ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。  
 例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。  
 なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。

- ▶ また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



▶ 外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)  
 (平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

# 介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助  
 実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶ 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。
- ▶ WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

## 2. 学習教材の作成

- ▶ 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。  
 また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。

## 3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶ 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。 など

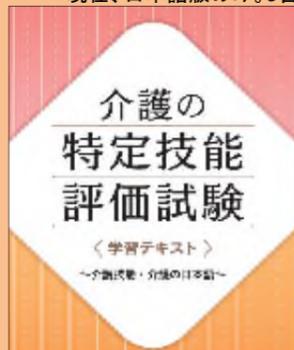
◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

### 介護の日本語学習WEBコンテンツ



### 特定技能評価試験学習テキスト

\*現在、日本語版のみ。9言語に翻訳予定(完成:2020年3月末)



### 介護の日本語テキスト

\*9言語に翻訳済み



本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 1. 相談支援の実施等

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)

▶外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



## 2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等

▶全国複数ブロックで、介護分野の特定技能外国人の受入れを検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。  
▶全国複数ブロックで、介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。

## 3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

▶介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

### ◆2019年度事業内容の一例(2020年2月末時点)◆

無料相談・サポート体制



\*電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

制度説明会、相談・交流会の開催状況

<制度説明会>(計7か所で開催)  
2019年10月/仙台 11月/札幌、福岡  
2020年1月/広島、名古屋、大阪  
2月/東京

<相談・交流会>(計7か所で開催)  
2019年11月/仙台、札幌 12月/福岡  
2020年2月/岡山、名古屋、大阪  
3月/東京

## 参考資料第22

# 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の新規メニュー

### 【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

## コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- ▶介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- ▶多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



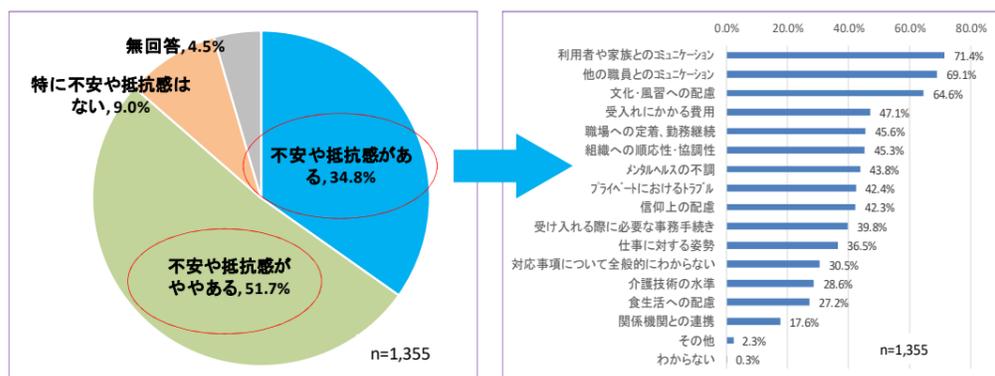
## 資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- ▶介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- ▶外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)  
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

## 教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- ▶留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



# 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

## 【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

### 1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

#### 【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

#### 【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

#### 受入介護施設等

##### < 留学生の支援例 >

- 1年目：日本語学校  
学費：月5万円  
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設  
学費：月5万円  
入学準備金：20万円（初回に限る）  
就職準備金：20万円（最終回に限る）  
国家試験受験対策費用：4万円（年額）  
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※  
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

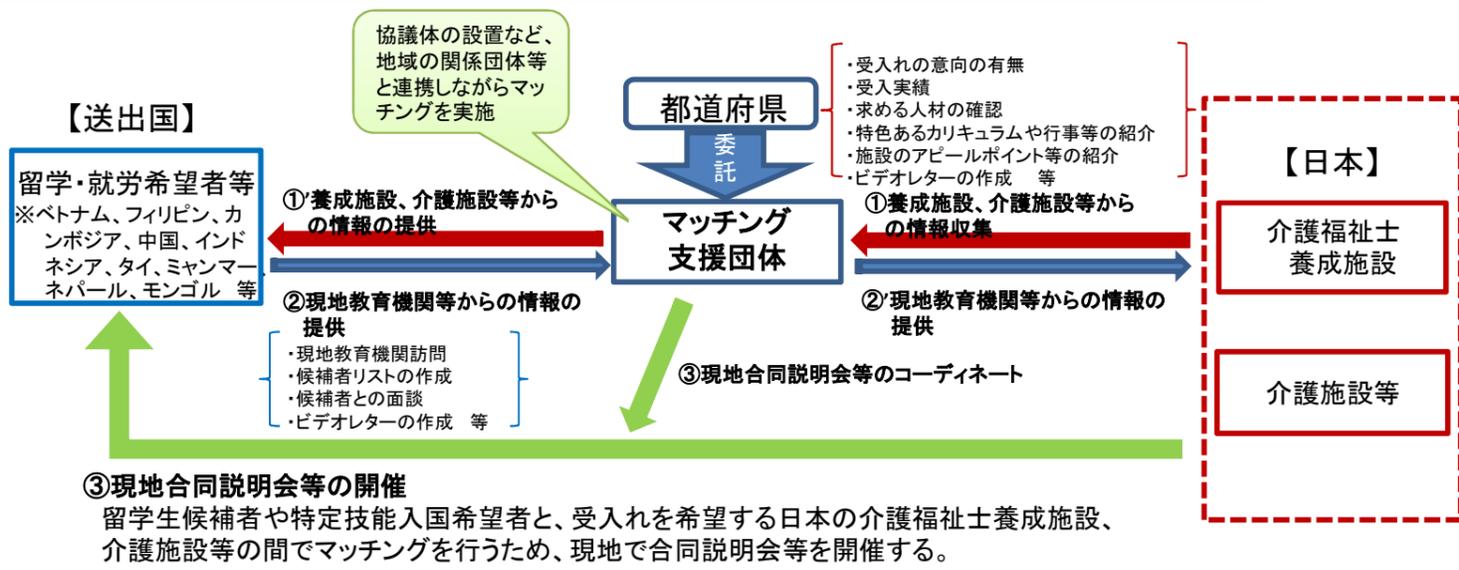
### 2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

#### 【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能等による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能等による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

#### 【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能等就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



（※）令和元年度から、「特定技能」で入国し、日本の介護施設等での就労を希望する外国人材を対象に追加

### 介護職員の宿舎施設整備（新規）

※地域医療介護総合確保基金の新規メニュー（令和2年度予算案）

外国人を含む介護人材を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

#### （補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

#### （補助率）

1 宿舎あたり

1 / 3



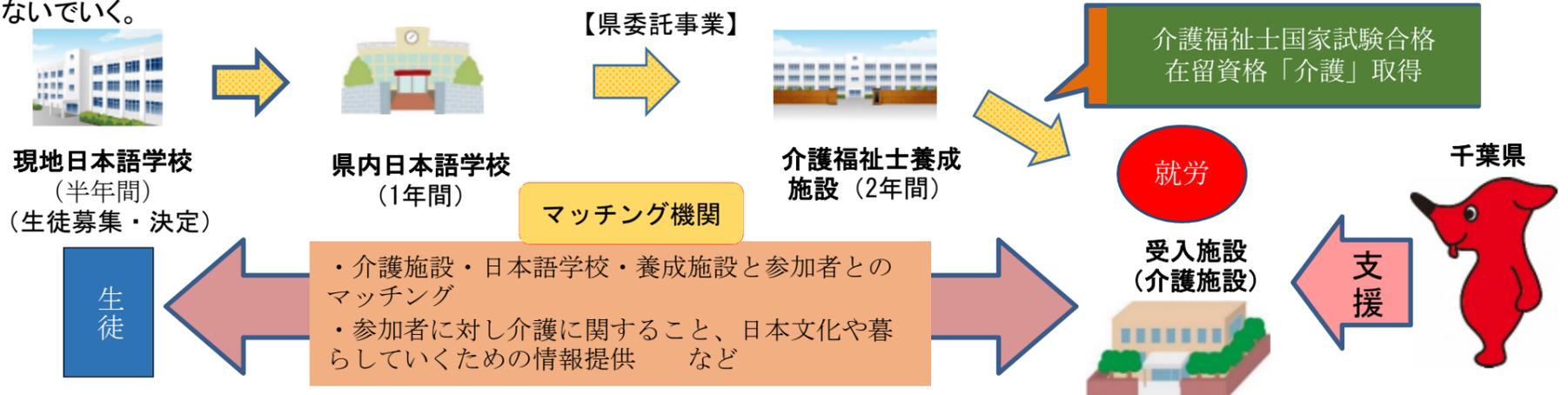
#### （補助要件）

- 介護職員 1 人あたり 3 3 m<sup>2</sup>を基準とする。
- 整備した宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- 令和 5 年度までの実施。

本事業は、県内介護施設の介護職員の確保を図るため、在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として県内介護施設で就労することを目指す外国人留学生を支援するものである。

## 1. マッチング支援 20,000千円(全額基金)

県がマッチング機関に委託して、安心して日本に入国し千葉県で働けるよう、現地の日本語学校から施設の就労までをしっかりとつないでいく。



## 2. 学費及び居住費の支援 43,200千円(基金:26,000千円 一財:17,200円)

現地日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生(候補者)の学費等に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその一部を補助する。

事業参加団体	助成対象	介護施設からの助成金	(年額)	
			左のうち 県からの補助金	介護福祉士等修学資金貸付制度貸付金
現地日本語学校(5校)	学費	120,000円	60,000円	
県内日本語学校	学費	600,000円	300,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
介護福祉士養成施設	学費			800,000円
	居住費	360,000円	180,000円	

【注】  
現地日本語学校の学費支援については、今年度は事業協定を締結したベトナム5校のみ。  
〈養成施設における学費は介護福祉士等修学資金貸付制度を活用〉

## 外国人留学生を受け入れるための主な取組について

神奈川県では、令和元年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、外国人留学生を受け入れるための取組を行っています。

### 令和元年度の取組

- (1) 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業  
留学希望者と受入介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校とのマッチングを行うため、現地合同説明会等を実施。(横浜市が実施する同事業に対する補助を含む。)  
令和2年度から特定技能等就労希望者まで支援対象者を拡大する予定。
- (2) 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業  
介護施設等が実施する留学生に対する学費等の給付金に対して補助。
- (3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業  
介護福祉士養成施設がカリキュラム外の時間において実施する、留学生への日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導を実施する経費に対して補助。

### 当事者の声、感想、意見

- ・技能実習生等を指導できるリーダーを育成するため、留学生を受け入れたい。
- ・途中帰国のリスクが不安。

### 今後の課題

介護施設等への周知

### 令和元年度マッチング支援事業実施状況

- 県内施設説明会  
実施済み 3地域 14法人参加  
開催予定 1地域 12法人参加見込
- 現地説明会実施国  
中国、ベトナム

**新** (仮称)滋賀県国際介護・福祉人材センターの創設

**取組の背景**

- ・本県の有効求人倍率は、H30平均2.82倍、直近のR1.11では3.58倍。
- ・人口が減少しつつ、2045年頃に高齢者人口ピークの見込み。
- ・また、これに伴い介護を必要とする者も増加の見込みであり、公的制度である介護保険サービスの提供環境づくりに外国人材が必要不可欠。

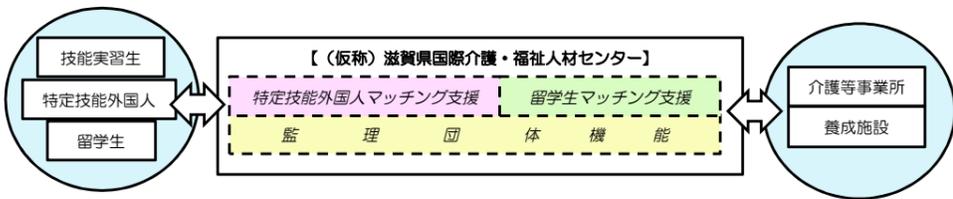
**事業概要(取組の特長)**

1. 事業目的

誰もが最期の時まで自分らしく生活できるよう、公的制度である介護保険サービスの提供環境づくりに向けて、県内事業者団体・職能団体の総意・協力のもと、事業者団体と県の共同事業として技能実習・特定技能・留学を通じた事業所による外国人介護人材の受入れを支援する機関を創設する。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

- ①受入れの当面の柱と見込まれる技能実習を通じた受入れを支援するため、事業者団体が監理団体を創設。
  - ②特定技能および留学を通じた外国人介護人材の受入れについて、県が希望事業所と外国人材とのマッチングを支援。
  - ③②を①の事業実施主体に委託することで3つの在留資格を通じた外国人材の受入れをワンストップで支援。
- ※「どの監理団体が良いのかわからない」「費用面が課題」との事業所の声に対応。



**事業の成果等**

- 【本県における制度別外国人介護人材の受入数(R1.9末)】
- 技能実習 67人 ○EPA 7人 ○介護 5人
  - 定住者 36人 ※県内養成施設留学生数 25人
- 【R1.7事業所調査結果】
- 雇用の着手済 32事業所 128人
  - 雇用の検討中 138事業所 396人
  - 未検討理由
    - ・日本語レベルの不安
    - ・文化・生活様式の違いの不安
    - ・コストの課題
    - ・監理団体の選定方法

**予算推移**

○令和2年:31,821千円<予算要求中>

「内訳」

・監理団体立ち上げ支援等助成	11,000千円
・特定技能・留学マッチング支援委託	19,136千円
・県事務費等	1,685千円

**事業推進上の課題等**

- <事業推進上の課題>
- ・随時の新たな連携国の開拓
  - ・都市部との賃金差
- <横展開に向けての提言>
- 規制緩和 なし
  - 財政支援
    - ・継続した基金財源の確実な確保
    - ・就労後の介護技術・知識や日本語習得支援等の事業所助成予算の拡充(EPAと同等以上の助成)

**外国人介護人材確保対策事業**

現状	[全国]	[大分県]	【大分県の介護人材需給推計】			
(1)介護人材不足 うち特定技能での外国人材確保数	R7 33.7万人 最大6万人 )17.8% →	1,607人 約280人				
(2)受入状況						
EPA	H30 773人	R元 2人	H30(2018)	22,356	22,612	256
技能実習	R元.9月末 5,278人	R元.9月末 49人※認定計画延数	R2(2020)	23,616	23,269	▲347
特定技能	R元 16人※EPA修了者	R元 0人	R7(2025)	25,549	23,942	▲1,607
留学生	R元 2,037人	R元 3人(ベトナム・中国)				
(3)県内施設の受入希望	県事業(特定技能)での受入を15事業所が希望、160事業所が前向きに検討(R元.10月現在)					

**課題(介護分野の特殊性)**

- (1)利用者との意思疎通・介護記録の作成 他分野に比べ高い日本語・コミュニケーション能力が求められる
- (2)送出国での介護の認知度不足 高齢化が進んでいない国では一般的に「介護」の概念が薄く、選択肢にあまりにない
- (3)他国を含めた地域間の獲得競争 他国間・地域間の人材獲得競争の激化が見込まれる

**他分野に先行して外国人介護人材確保対策を展開**

※2③、4の一部以外は、大分県社会福祉協議会に委託

**1. 協議会の運営等**

①受入推進協議会の運営等  
行政、社協、施設、支援機関、監理団体等による現状把握、意見交換、連携協力等の体制構築

②受入研修会の実施  
受入ノウハウの提供

**2. 入県後研修等の実施**

①集合研修の実施  
県内4か所で実施(中部・北部・西部・南部)  
日本語能力・介護技術向上など4日間

②受入支援アドバイザーの設置  
技能実習生受入施設を訪問

③受入に要する経費の助成

**3. 現地での外国人介護人材養成等**

ベトナム現地での大分県コースの開講  
現地の送り出し機関(U.I.H.社)と連携し、R元年度に県内で実施した養成研修を修了した講師による日本語(介護現場で必要な日本語を含む)、日本式介護の講義の実施。

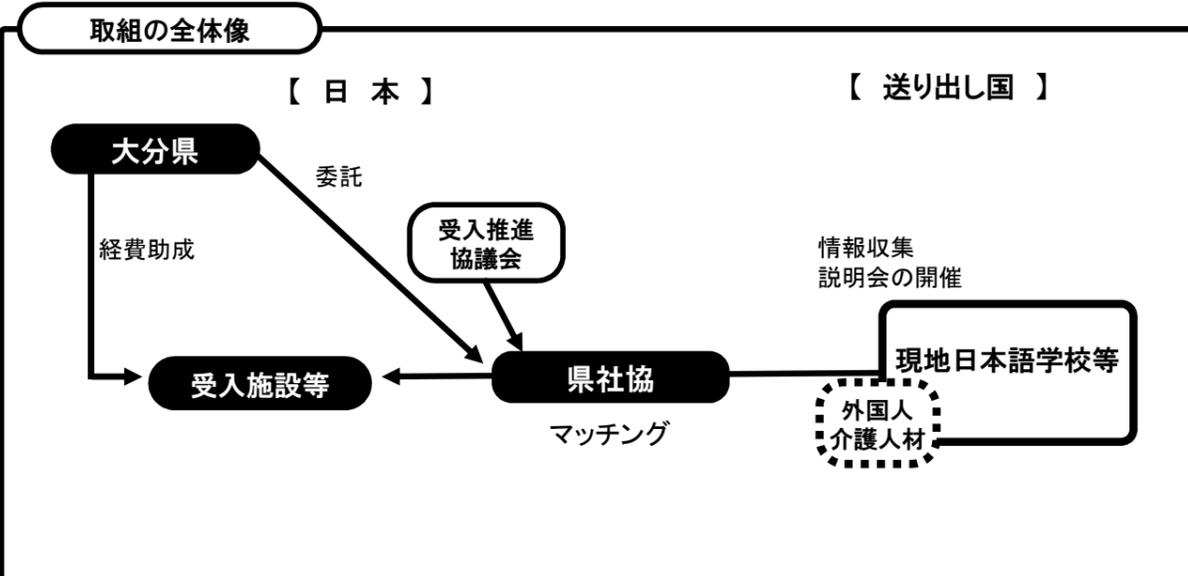
【コース設定】  
20人(面接等により大分行きを望む優秀な20人を選抜)  
1年半のカリキュラムを学ぶ

【講義内容】※講師は県内で養成研修を修了した人材を登用  
日本式介護、日本語(介護用語含む)、コミュニケーション能力  
大分の魅力等

U. I. H. (U International Human Co.Ltd)  
代表:佐々木泉 APU卒(H21)  
海外めじろんサポーターに任命(H30末)  
設立:H27.10月 資本金:約1.1億円 介護人材開発事業、不動産業等  
※大分県福祉保健部長と人材育成に関する覚書調印(R元.9月)

**4. 送り出し国と県内施設とのマッチング支援等**

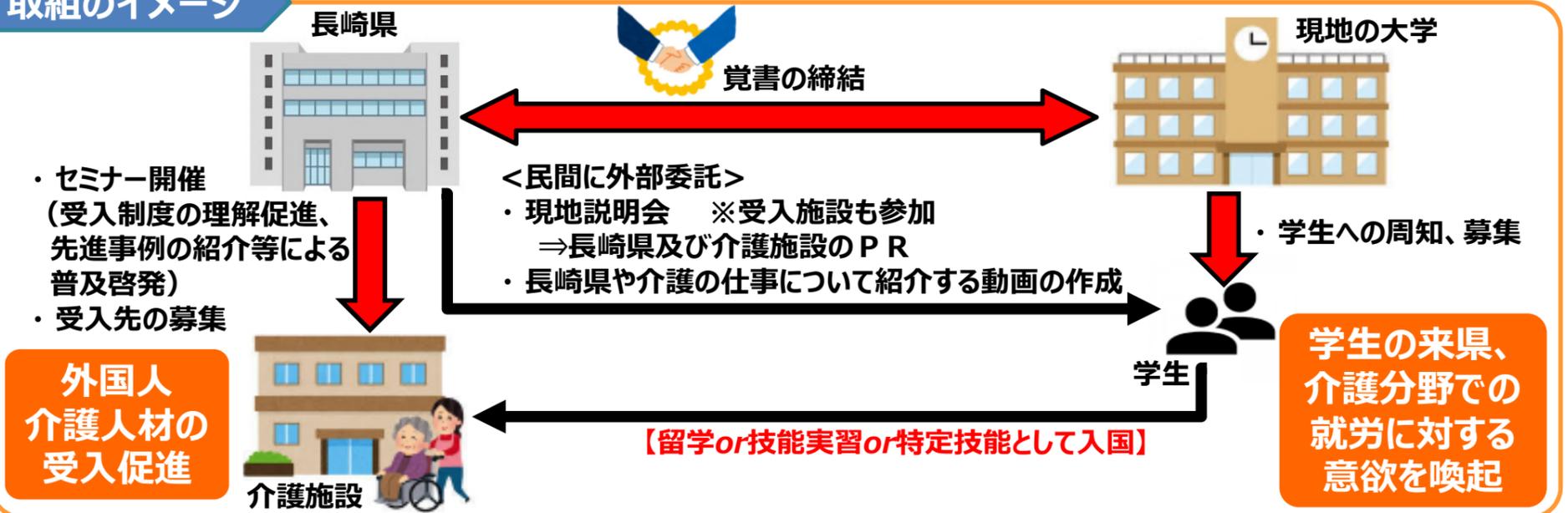
受入調整支援  
・施設や介護福祉士養成校に受入意向の有無、求める人材の確認  
・現地機関と協力して、受入施設や介護福祉士養成校と現地外国人との面接会等の調整 等



取組の概要

- 長崎県との友好交流関係があるベトナムの都市の公的な機関や学校と覚書を交わし、公的な連携のなかで外国人介護人材を受け入れる取組を実施。
- 県内介護施設等の外国人介護人材受入を促進するため、「外国人介護人材受入促進セミナー」を開催。
- 県と大学で覚書を交わし、連携協力する体制を構築、現地大学側が学生への周知や長崎に来てくれる学生の募集を行うとともに、県は、学生の来県及び介護分野での就労に対する意欲を喚起するため、現地で説明会等を開催。

取組のイメージ



実績・効果

- 外国人介護人材受入促進セミナーには、県内全域から102事業所、137人が参加。
- 受入先を募集したところ、約20の法人から受入希望あり。

今後の課題

- 新型肺炎流行の影響により、現地説明会が困難な状況にあるが、まずは先行事例となる説明会開催、人材受入の実績を作る。
- 学生が後に続くよう、トラブルなく安心して過ごすことができる受入環境を整えるとともに、フォローアップを実施していく。

介護福祉士を目指す留学生受入支援事業について

R1年度予算額：13,909千円  
(地域医療介護総合確保基金)

熊本県  
作成資料

事業の目的

○介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

- 介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
- 留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費(渡航費、動画作成費等)に対する助成

事業スキーム



当事者(参加者など)の声、感想、意見

事業実施にあたっては、養成施設、介護事業所、関係団体が連携し、留学生受入のための学習環境や生活環境をトータルで支援する体制を構築したうえで、動画を用いた現地PRを行った。今年度は、前年度に現地で得た情報をもとに、最も効果的と思われる時期・機会等を選定し、PRを行った。

実績や効果

事業の成果として、県内介護福祉士養成施設への入学予定者(令和2年度入学)の獲得につながった。

# 国において作成した各種支援ツール

○それぞれのニーズに応じて各種支援ツールを積極的にご活用ください

ニーズ	支援ツールの名称	URL
外国人介護人材の受入制度の内容を知りたい	①外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック	<a href="https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07/houkatsu_07_5_3.pdf">https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07/houkatsu_07_5_3.pdf</a>
外国人介護人材向けの研修を企画したい	②外国人介護人材に対する研修の手引き	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-jinzai/11215/g-sankou.data/kensyutebiki.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-jinzai/11215/g-sankou.data/kensyutebiki.pdf</a>
介護の日本語学習を支援したい	③にほんごをまなぼう（WEBコンテンツ）	<a href="https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/">https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/</a>
	④介護の日本語（テキスト）	<a href="http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2019/kaigono_nihongo_en_201901.pdf">http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2019/kaigono_nihongo_en_201901.pdf</a>
技能実習指導員の役割を知りたい	⑤介護職種の技能実習指導員講習テキスト	<a href="http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2019/qinou_kaigo_201910.pdf">http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2019/qinou_kaigo_201910.pdf</a>
介護分野の特定技能評価試験の勉強をサポートしたい	⑥介護の特定技能評価試験学習テキスト	<a href="http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2020/kaigono_tokutei_ginou_20200127.pdf">http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2020/kaigono_tokutei_ginou_20200127.pdf</a>
介護福祉士養成施設の留学生をサポートしたい	⑦外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き	<a href="http://kaiyokyo.net/news/01_guidance.pdf">http://kaiyokyo.net/news/01_guidance.pdf</a>
外国人と一緒に働くための知識を得たい	⑧外国人介護人材を受け入れる介護施設職員のためのハンドブック	<a href="http://kaiyokyo.net/news/03_handbook.pdf">http://kaiyokyo.net/news/03_handbook.pdf</a>

※①は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、②は株式会社日本能率協会総合研究所、③～⑥は公益社団法人日本介護福祉会、⑦・⑧は公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が国の補助事業を活用して作成したもの

※日本語版以外に、①は英語版、③・④・⑥は英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語・クメール語・タイ語・モンゴル語・ミャンマー語・ネパール語版（⑥は2020年3月完成予定）がある